

小林市人権教育・啓発推進方針

令和4年(2022年)3月

小 林 市

～「市民の人権が尊重され、
差別のない 明るく住みよいまち」を目指して～



21世紀は「人権の世紀」と言われています。この言葉には、1948年に国際連合において「世界人権宣言」が採択されて以降、20世紀まで世界各地で行われた様々な取組や二度にわたる世界大戦の経験で得た「平和のないところに人権は存在しない」「人権のないところに平和は存在しない」という教訓をもとに、全ての人権が尊重され、幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願いが込められています。しかしながら、世界各地では民族や宗教の違いから起こる地域紛争問題やヘイトスピーチなどが顕在化しており、いまだに多くの人々の人権が侵害されている状況が続いております。

日本国内においても、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者への差別、SNSやインターネット上での誹謗中傷など様々な人権問題が存在しているほか、新型コロナウイルス感染症に感染したくないという自己防衛本能から医療関係者や感染者などへ向けられるいわゆる「コロナ差別」など新たな差別問題が発生しています。こうした差別・人権問題に対し、国内では平成28年（2016年）に人権を守り差別解消に向けて「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の人権三法が施行されるなど、問題解決に向け様々な取り組みがなされています。

小林市におきましても、市民一人ひとりが人権や人権問題について正しく理解するとともに、相手の立場を尊重できる豊かな人権感覚を身に付けることが重要と捉え、平成28年度（2016年度）に人権教育・啓発を総合的に推進するための方向性や具体的な取組を示す「小林市人権教育・啓発推進方針」を策定しました。また、令和元年（2019年）には「小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例」を施行し、差別のない明るく住みよいまちづくりを推進しております。

このような中、令和2年度（2020年度）に実施した「小林市人権同和問題市民意識調査」の結果や社会情勢の変化などを踏まえ、「小林市人権教育・啓発推進方針」の一部見直しを行いました。

今後も、この方針及び「小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例」に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るく住みよいまちづくり」の推進に向けて、行政はもとより、市民、各団体などと連携、協働しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この方針の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました小林市人権教育・啓発推進方針策定懇話会委員の皆様をはじめ、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

小林市長 原 義久

目 次

第1章 方針策定の背景	1
1 国際社会の動向	1
2 国内の動向	2
3 県内の動向	3
4 本市の取り組み	3
第2章 人権教育・啓発の基本的な考え方	5
1 人権尊重の基本理念	5
2 人権教育・啓発の推進に関する基本理念	5
3 方針の性格	6
第3章 人権教育・啓発の推進	7
1 あらゆる場を通じた推進	7
（1）家庭における人権教育・啓発	7
（2）保育所・幼稚園・認定こども園における人権教育	9
（3）学校における人権教育	10
（4）地域社会における人権教育・啓発	11
（5）事業所・各種団体等における人権教育・啓発	12
2 人権に関わりの深い特定の職業に従事する人への人権教育・啓発	13
（1）行政職員	13
（2）教職員等	13
（3）医療・保健関係者	13
（4）福祉関係者	14
（5）消防職員	14
（6）その他	14
第4章 分野別施策の推進	16
1 女性	16
2 子ども	20
3 高齢者	25
4 障がいのある人	28
5 同和問題	32
6 外国人・外国籍市民	36

7	H I V感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症などに関する人権問題	39
8	犯罪被害者等	42
9	インターネットによる人権侵害	44
10	性的少数者（性的マイノリティ）	46
11	刑を終えて出所した人	48
12	その他	50

第5章 方針の推進 51

1	市の推進体制	51
2	関係機関・団体等との連携	51
3	施策の点検及び方針の見直し	51

資 料 52

1	世界人権宣言	52
2	日本国憲法（抄）	58
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	61
4	「人権擁護都市」宣言に関する決議	63
5	小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例	65
6	小林市人権同和問題啓発推進委員会設置要綱	67
7	小林市人権教育・啓発推進方針策定懇話会設置要綱	72
8	小林市人権教育・啓発推進方針策定懇話会委員名簿	74

令和2年度小林市人権同和問題市民意識調査（アンケート）結果 75

第1章 方針策定の背景

1 国際社会の動向

20世紀において、人類は二度にわたる世界大戦により、大量虐殺や特定民族への迫害などかつてない世界規模での人権の抑圧や侵害を体験しました。このことへの反省から、平和の大切さを学び人権の尊重こそが平和の基礎であるという教訓を得ました。

そして、世界平和を希求して昭和20年(1945年)に「国際連合」(以下(国連)という。)が結成され、昭和23年(1948年)の第3回国連総会において、生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての国際的基準を示した「世界人権宣言」が採択され、世界の人権擁護の動きは大きく前進しました。

国連では、この世界人権宣言をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的、包括的な条約としての「国際人権規約」をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)など人権に関する条約を採択するとともに、「国際婦人年」や「国際児童年」「国際障害者年」などを通して、各国に人権確立への取り組みを呼びかけてきました。

しかしながら、こうした取り組みにもかかわらず、東西冷戦構造の崩壊後も人種、民族、宗教の違いなどから生じる対立によって地域紛争が多発し、世界各地での貧困・飢餓・難民など深刻な人権問題が発生する状況が続いています。

このような厳しい国際社会の状況を受けて、国連は平成6年(1994年)の第49回国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議するとともに行動計画を示し、人権という普遍的文化が構築されることを目指して、世界各国において国内行動計画を策定するように求めました。

さらに、「人権教育のための国連10年」の最終年である平成16年(2004年)の第59回国連総会において、この10年間の取り組みを継承する「人権教育のための世界計画」が採択され、平成17年(2005年)から実施されています。

平成18年(2006年)には、これまでの人権委員会を昇格させるかたちで「国連人権理事会」が新設され、日本も昭和57年(1982年)以来一貫して人権委員会のメンバー国を務めているという経験から47理事国の一員に選任されています。

また、平成27年(2015年)の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」は、平成28年(2016年)に正式発効し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、目標達成に向けた取組が進められています。

2 国内の動向

我が国においては、昭和 22 年(1947 年)に、すべての国民の基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法が施行され、昭和 31 年(1956 年)に国連に加盟したことを契機に、国連が採択した「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」などの人権に関する多くの条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みが進められてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和 40 年(1965 年)の「同和対策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である。」とされました。

これを踏まえ、昭和 44 年(1969 年)に「同和対策事業特別措置法」が公布・施行され、同和問題の解決に向けて様々な取り組みが実施されました。その後、平成 14 年(2002 年)に法の期限切れを迎え特別対策は終了することになりましたが、平成 8 年(1996 年)に「地域改善対策協議会」から意見具申が出されており、特別対策期限後の同和問題の解決に向けた今後の一層の取り組みについて基本的な在り方が示されています。

国連が、「人権教育のための国連 10 年」を決議したことを受けて、我が国では、平成 7 年(1995 年)に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」を内閣に設置し、平成 9 年(1997 年)に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」(以下「国内行動計画」という。)を策定しました。この国内行動計画により、人権の概念及び価値が広く理解され、人権という普遍的文化の構築を目指して、学校をはじめ地域社会や企業などのあらゆる場を通じて、あらゆる人を対象にその発達段階に応じて人権教育を積極的に推進してきました。

また、人権教育・啓発の在り方や人権侵害の被害者救済の在り方などについて検討していた人権擁護推進審議会が、平成 11 年(1999 年)に人権教育・啓発の基本的な事項について国に答申を行い、これを受けて、平成 12 年(2000 年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が施行されました。この法律には、国及び地方公共団体は、「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すること」、及び「国は施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画を策定しなければならないこと」が規定されています。この法律に基づき国では、平成 14 年(2002 年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権施策の推進を行っています。

また、法整備の面では、「障害者虐待防止法」、「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」といった新たに人権に関する法律が制定されてきました。

平成 28 年(2016 年)4 月 1 日には、我が国ではじめて差別を解消するということが名称・目的に掲げられた「障害者差別解消法」が施行されました。この法律に基づき国の基本方針が示され、行政や事業所が踏まえるべきガイドライン(指針)が明らかにされました。地方公共団体や多くの企業がこれまで以上に障害者差別の解消に向けた取り組みを進めていま

す。

さらに、平成 28 年(2016 年)12 月には、部落差別のない社会を実現することを目的に、国や地方公共団体に相談体制の充実や教育・啓発の推進、部落差別の実態調査を求める「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

本法の趣旨を踏まえ、国や地方公共団体は、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深める施策を推進しています。

3 県内の動向

本県においても、平成 11 年(1999 年)に、人権という普遍的文化の創造を目指し、一人ひとりが有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、『『人権教育のための国連 10 年』宮崎県行動計画』(以下「県行動計画」という。)を策定しました。

その後、平成 17 年(2005 年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)に基づき、県行動計画を継承した新たな指針として、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」(以下「推進方針」という。)を策定し、県民一人ひとりが人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指し、人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

また、平成 26 年(2014 年)12 月には、これまでの成果や課題を検証するとともに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴う新たな人権問題等に対応するため、宮崎県人権教育・啓発推進懇話会や「人権に関する県民意識調査」及びパブリックコメント等による県民の意見等も踏まえ「推進方針」を改定し、総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取り組みを進めてきました。

4 本市の取り組み

本市においては、これまでも人権問題を市政の重要課題として位置づけ、その解決に向け、生活環境の整備や人権・同和教育及び啓発事業に積極的に取り組んできました。

なかでも同和問題は、早急に解決しなければならない課題であるとの認識から、平成 13 年(2001 年)3 月旧小林市議会において、すべての小林市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」ことを表明し、「人権擁護都市」宣言を決議しました。

そして、平成 18 年(2006 年)に旧小林市と旧須木村が合併し新小林市が誕生したことから、同年 12 月にあらためて「人権擁護都市」宣言を決議しています。

平成 29 年(2017 年)3 月に策定された「第 2 次小林市総合計画 基本構想(2017 年～2025 年)前期基本計画(2017 年～2021 年)」および令和 4 年 3 月(2022 年)3 月に策定する「後期基本計画(2022 年～2025 年)」においては、まちづくりの基本施策の一つとして「市民

の人権意識を高めます」と掲げ、人権・同和教育及び啓発の推進を図り、市民の人権意識の高揚に努めてきました。

平成25年(2013年)4月には、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちづくりを目指すことを基本理念とする「小林市まちづくり基本条例」を施行し、市民が主体のまちづくりを協働により推進してきました。

令和元年(2019年)10月には「小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例」を施行し、市行政に差別をなくすために施策を推進する責務があること、市民はその施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとするを明確にしました。これを踏まえ、市行政においても更なる人権意識の高揚に努めております。

しかしながら、小林市内においても、心理的要因による部落差別の事象が発生するなど、すべての市民に人権尊重の精神が浸透するまでには至っていない厳しい現状があります。

また、令和2年度(2020年度)に実施した「人権同和问题市民意識調査」の結果を見ると、依然として、誤った知識や人権意識のあり方など多くの課題が残されています。

このため、これらの課題解決に向け、このたび改定した「小林市人権教育・啓発推進方針」に基づき、行政と市民、事業所、関係機関・団体などがともに連携、協働しながら、人権教育・啓発の推進に取り組んでいく必要があります。

第2章 人権教育・啓発の基本的な考え方

1 人権尊重の基本理念

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づいて生まれながらに持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければならないものです。

この理念は、基本的人権を保障した日本国憲法や第3回国際連合総会で採択された世界人権宣言によって明文化されています。

日本国憲法の第11条では、犯すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、また、第13条では個人の尊重並びに幸福追求権が、第14条では平等の原則が謳われています。

第3回国際連合総会で採択された世界人権宣言においては、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるとされています。

本市では、平成18年(2006年)の旧小林市と旧須木村との合併後、「人権擁護都市」であることを改めて宣言し、平成25年(2013年)には、基本的人権の尊重を基本理念に位置づけた「小林市まちづくり基本条例」が施行されました。

また、令和元年(2019年)には「小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例」が施行され、あらためて差別の撤廃と人権尊重の理念を目標として確認しました。

人権尊重の社会を実現するためには、人種、民族、信条、性別、社会的身分、あるいは障がいがあることなど本人が選ぶことのできない事柄によって、一人ひとりの生き方の可能性が制約される状況をなくし、個性や能力を生かして自己実現を図るための機会が平等に保障される社会、また、市民一人ひとりが、お互いに人格や個性を認め、価値観などの違いをありのままに受け入れ共生していける社会を形成することが大切です。

2 人権教育・啓発の推進に関する基本理念

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)において、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義されており、国及び地方公共団体の責務とされています。

また、基本理念には、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、そ

の発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」とあります。

この「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)の基本理念に基づき、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に取り組むものとします。

3 方針の性格

「推進方針」の策定にあたり、人権とは「人間が人間らしく穏やかに生活していくための権利であり、永久に守られるべき権利」と定義し、生命の安全・人間としての尊厳・社会権・自由権等が保障されるものと考えます。また、差別とは「行為者の差別意識の有無に関わらず、個人に帰することができない根拠に基づいて、保障されるべき生命の安全や人間としての尊厳等の人権が不公平や不平等な取り扱いを受けること」と定義します。

そして、「推進方針」は、本市の人権教育・啓発を推進するにあたって、次の性格を持つものとします。

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)及び「小林市総合計画」の趣旨を踏まえるとともに、「小林市まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。
- (2) 人権問題の現状や課題、取り組みなどを明らかにし、本市の実情に即した人権教育・啓発を推進していくための方向性を示すものです。
- (3) 関係機関をはじめ、企業、各種団体等においても、この方針を踏まえ、それぞれの主体性のもとで自主的な取り組みが実施されることを期待するものであり、その取り組みの支援を図るものです。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場を通じた推進

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根付くことを目指して、より効果的な人権教育・啓発活動を総合的に推進します。

(1) 家庭における人権教育・啓発

【現状と課題】

家庭は、子どもにとって安らぎのある安心できる身近な場所であり、家族とのふれあいを通して、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など基本的倫理観を育む上で極めて重要な役割を担っています。

中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、暖かい家庭環境のもとで、遊びやしつけ、家事や手伝いなどを通して基本的な社会ルールを覚えさせていくことが大切であり、責任を自覚し保護者が自らの姿をもって示していくことが求められています。

しかし、近年、少子化や核家族化に伴い家庭環境は変化し、地域社会においても人口減少や連帯意識の希薄化などが表面化しており、育児不安の広がりやしつけに対する自信喪失、過保護や過干渉、放任といった現状が見られ、家庭における教育機能の低下が指摘されています。

また、家庭内においては、子どもへの虐待、高齢者への介護放棄、配偶者等からの^{*1}ドメスティック・バイオレンス(DV)などの人権問題が生じており、生活の基礎となる家庭の教育力の回復が急務となっています。

さらには、^{*2}男女共同参画社会を実現させるためにも、家庭において、男女が共同して責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう^{*3}固定的な性別役割分担意識の解消にも努める必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 家庭教育においては、保護者の差別的な意識が言動を通して子どもに再生産されてしまう場合が少なくないと指摘されているため、保護者が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、正しい人権感覚が身に付くような家庭教育学級等の学習機会の充実に努めます。(社会教育課)

- 子育ての不安や悩みに関する相談体制の充実と、高齢者・障がい者の介護問題など人権教育と関わりの深い問題に対する相談機能の充実等を図ります。(子育て支援課)(長寿介護課)(福祉課)
- 子育てや家事、介護等について、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に協力し合える男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりを推進するため、啓発活動の充実に努めます。(子育て支援課)(長寿介護課)(市民課)

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園における人権教育

【現状と課題】

保育所・幼稚園・認定こども園は、子どもにとって、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることを認識し、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にす
る豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所・幼稚園・認定こども園においては、他の乳幼児との関わりの中で、他人の存在
に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達との関わりを
深め、思いやりを持つようにすることなど人間尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中
心とした生活を通して、教育・保育活動を推進しています。

子どもの成長過程でとても重要な時期であるため、すべての職員は、豊かな人権感覚を
身につけるとともに家庭や地域社会と連携して子どもたちの保育・教育にあたらなければ
なりません。

【施策の方向性】

- ・ 保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、
子どもの人権に十分に配慮し、互いを尊重する心を育みながら、子どもの性差や個人差
にも留意しつつ、性別による固定的な役割分担を植えつけることのないよう配慮し、教
育・保育活動の一層の推進に努めます。(子育て支援課)(学校教育課)
- ・ すべての職員に対する研修の機会を設け、人権問題や人権教育に関する意識の高揚と
指導力の向上に努め、子育て相談や預かり保育などの充実を図りながら子育て支援に努
めます。(子育て支援課)(学校教育課)

(3) 学校における人権教育

【現状と課題】

学校教育においては、学校の教育目標の具現化を目指した教育活動を展開する中で、人権尊重の意識が高められるような教育を行うことが大切です。

本市においては、これまで「小林市人権教育基本方針」を定め、教育基本法の理念のもと、すべての学校及び地域社会において人権尊重の教育をより深く推進するとともに、年齢や性別、国籍、民族、文化の違いや障がいの有無などにかかわらず、お互いの個性や価値観の違いなど、その多様性を認識できる人間の育成に努めています。

また、同和問題の根絶をはじめとする人権教育を充実させるため、関係機関との連携を図りながら、小学校と中学校との一貫した教育や、教職員の指導力向上を図ってきました。

しかし、学習したことが生活に根ざしていなかったり、学習方法がマンネリ化したりするなど、児童生徒が自らの人権意識を振り返り、気付く学習とはなっていない場合もあるなどの課題があります。

今後、これまでの成果を生かしながら、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、児童生徒の発達の段階に応じて、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くような教育の推進が必要です。

【施策の方向性】

- ・ 学校教育においては、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重した学校運営や人権教育に関する指導方法の工夫改善に努め、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。(学校教育課)
- ・ 人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けさせるため、家庭や地域社会との連携を深めながら、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。(学校教育課)

(4) 地域社会における人権教育・啓発

【現状と課題】

地域社会は、人々が交流し、生活する場であり、一人ひとりが安心して充実した生活を過ごすためには、地域社会の中でお互いの人権が尊重され、ともに生きがいを持って豊かに暮らせる環境をつくることが重要です。

しかし、国際化、高齢化の進展などにより、地域社会における連帯感が希薄になり、近隣同士のトラブルや差別、偏見などが生じています。

このようなことから、地域社会は、家庭、学校、行政など連携して、人権尊重の意識啓発を推進する必要があり、提供される学習情報や生涯学習の振興のために行われる各種施策を通じて、人権教育・啓発の大切さを学びあい、そのことを地域に広く深めながら人権意識の高揚を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 社会教育の視点から、地域住民を対象とする各種学級・講座、研修会のカリキュラムに、人権尊重に関する多様な学習プログラムを取り入れ、人権が一人ひとりの身近な問題であることの認識を深め、日常生活において、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。(社会教育課)
- ・ 学校教育と連携し、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むための社会奉仕体験活動・自然体験活動などの多様な体験活動や高齢者、障がいのある人、外国人等との交流の機会の充実に努めます。(社会教育課)
- ・ 「人権啓発強調月間」や「人権週間」などに合わせて、映画祭やパネル展の開催や市の広報誌での啓発を行います。また、市内で開催される秋まつり等での啓発物配布等、様々な啓発活動を行います。(市民課)

(5) 事業所・各種団体等における人権教育・啓発

【現状と課題】

事業所も社会を構成する一員であるという考え方から、職場の中で働く人々の人権への配慮のみならず、顧客・消費者、取引先、地域住民等の人権や地域社会に配慮することも求められています。

各種団体においても、地域住民や関係機関の多くの人々と係わって活動しており、人権問題を正しく理解し、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身に付ける必要があります。

このことから、本市においては、小林市人権・同和問題啓発推進協議会主催による講演会や人権研修への参加呼びかけや、職場訪問による自主研修開催の依頼、啓発物の提供等を行いながら人権意識の高揚を図っています。

今後もより多くの事業所や団体等において、人権尊重の理念が浸透し、明るい職場づくりや活発な団体活動につながる人権教育・啓発を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 市内の事業所、各種団体、行政機関等で構成された「小林市人権・同和問題啓発推進協議会」への加入促進を図り、県・関係機関等と連携しながら、より効果的・広域的な教育・啓発を推進します。(市民課)
- ・ 各事業所・団体等における人権教育・啓発の取り組みを促進するため、啓発や研修内容の助言、情報提供に努めます。(市民課)(商工観光課)
- ・ 事業所に対して、「男女雇用機会均等法」「高年齢者雇用安定法」「障害者雇用促進法」など法制度を周知するとともに、採用にあたっては、差別のない公正な選考・採用が行われるよう啓発に取り組みます。(市民課)(商工観光課)

2 人権に関わりの深い特定の職業に従事する人への人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進にあたっては、次に上げる人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する人権教育・啓発を強化し、その人権意識の高揚を特に図る必要があります。「自分の仕事を通じて、どうすれば人権問題解決に寄与できるのか」と日々考える積極的な職員を養成していかなければなりません。

そのため、それぞれの職業に応じた次のような施策の推進を図ります。

(1) 行政職員

- 行政職員は、全体の奉仕者として、市民の福祉の向上に貢献する責務を負っており、当然、人権に配慮した行政を遂行する義務があります。

そのためには、行政職員は常に人権の視点に立って、人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において、適切な対応を行わなければなりません。

職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務が遂行できるよう、また、日常業務や生活を通じて市民に正しく啓発ができるよう、人権問題に関する研修をさらに充実させるとともに職員の参加に努めます。(市民課)(総務課)

(2) 教職員等

- 教職員等は、学校や幼稚園等における教育活動・保育活動を通じて、すべての幼児・児童・生徒・学生に豊かな人権意識を育むため、自らの人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育の推進者として必要な知識・技術・態度を習得することが求められています。このため、人権教育に関する研修において、参加体験型の方法を取り入れるなど、研修内容の一層の充実を図り、教職員等の資質向上と指導力の強化に努めます。(学校教育課)
- 社会教育関係職員は、地域社会で人権に関わる指導者としての役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する指導力が身につくような研修等への職員の参加に努めます。(社会教育課)

(3) 医療・保健関係者

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等の医療・保健関係者は、患者や市民の健康と生命を守るだけでなく、患者やその家族の人権尊重の重要性を認識し、^{※4} インフォームド・コンセントの徹底や適切な患者の

処遇など人権に配慮した行動がとれるよう人権意識の一層の高揚が求められています。

このため、関係機関・団体に対し、人権意識の高揚を図るための研修等の充実に努めます。(健康推進課)

(4) 福祉関係者

- 市職員、民生委員・児童委員、障がい者相談員、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育士などの福祉業務の従事者は、日常的に障がいのある人、高齢者、子ども等の生活相談、介護業務等に携わっており、その職務の遂行にあたっては、個人の人権尊重や秘密保持など人権に配慮した行動が求められています。このため、福祉関係者の人権意識の高揚が一層図られるよう、各種研修等の充実に努めます。(福祉課)(長寿介護課)(子育て支援課)

(5) 消防職員

- 消防職員は、火災を始めとする各種災害から市民の身体・生命・財産を守ることを職務としており、その活動を通じて、市民の日常生活に密接に関わる機会が多いことから、職務を遂行するにあたっては、人命の尊重とともにプライバシーの保護など人権への配慮が強く求められます。そのため、消防職員の人権意識高揚を図る機会として、市職員を対象に実施する研修会への参加に努めます。(市民課)(危機管理課)

(6) その他

- 区長、自治公民館長など地域住民との関わりの深い人々への人権教育・啓発については、小林市人権・同和問題啓発推進協議会が開催する人権教育に関する研修会への参加を呼び掛け人権意識の高揚を図ります。

また、市議会においても、人権教育・啓発の取り組みが行われるよう情報の提供や講師の紹介等に努めます。(市民課)

用語の解説

*1 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力のことであり、身体的、精神的、性的、経済的暴力等がある。

*2 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができる社会。

*3 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割や責任を固定化してしまうという概念をいう。性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ能力や個性、適性などの違いとは関係なく性別で固定化してしまい、多様な自己実現意欲や生き方や働き方を制約し、女性の経済的自立や男性の生活レベルでの自立、精神的自立を阻害する原因にもなっている。

*4 インフォームド・コンセント

患者が医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得のうえで同意すること。

第4章 分野別施策の推進

一人ひとりの人権が尊重され、真に豊かでゆとりのある社会を育んでいくためには、今日特に重要となっている人権問題に対して、地域の実情に応じた効果的な施策を重点的に展開していく必要があります。

このため、重要課題として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人・外国籍市民、HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症関連、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者(性的マイノリティ)、刑を終えて出所した人などの人権問題を取り上げ、積極的に人権教育・啓発の推進を図ります。

1 女性

【現状と課題】

国連では、性に基づく差別の禁止を重要な課題として位置付け、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、同年に開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。それ以降、世界女性会議における宣言や行動綱領の採択により、全世界的に女性問題への取り組みが進められてきました。

我が国では、憲法で基本的人権として男女平等が保障され、その実現に向けて、昭和61年(1986年)に「男女雇用機会均等法」が施行されました。

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には同法に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成27年(2015年)12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されるとともに、平成28年(2016年)4月に完全施行された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」により、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

また、近年社会問題になってきている女性に対する暴力に関しては、平成12年(2000年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行され、さらに、平成13年(2001年)に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、平成25年(2013年)の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることになりました。

本市においては、平成15年(2003年)3月に旧小林市において、「男女共同参画社会基本

法」の理念に基づき、平成 24 年度(2012 年度)を目標とする「小林市男女共同参画基本計画」を策定しました。

その後、平成 17 年(2005 年)3 月に「小林市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 18 年(2006 年)3 月の旧須木村との合併に伴い、これらを継承、即日施行しております。

平成 20 年(2008 年)3 月には、国や県の計画の見直しを踏まえ平成 24 年度(2012 年度)を目標とする「小林市男女共同参画基本計画改訂版」を策定し、平成 25 年(2013 年)3 月には、新たな課題を踏まえて、国や県の計画と整合を図りながら計画の見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向け、市が目指す方向性を明らかにし、市民との協働による取り組みを計画的に進めるために、令和 4 年度(2022 年度)を目標とする「第 2 次小林市男女共同参画基本計画」と、ドメスティック・バイオレンスの根絶を目的にした「小林市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。

しかしながら、このように法令や制度が整備されても、なお、固定的な男女の役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っていることから、女性が不利益を被ったり十分な活躍ができなかつたりする現状があります。

本市の人権に関する市民意識調査によると、女性の権利が守られていないと感じる時として「子育てや家庭生活において固定観念による押しつけを感じる時」(42.4%)が最も多く選択されており、「痴漢・セクハラ等性的な被害にあつたり、そうした報道等を見聞きした時」(36.8%)という回答も併せて身近かつ根強い問題として認識されていることが伺えます。

一方、男女雇用機会均等法の施行等により、女性の働く環境の法律面での整備は改善されつつあるものの、賃金をはじめ配置や昇進などにおいて、事実上の男女格差が残っており、また、^{※5}セクシュアル・ハラスメントなどの問題も発生しています。

さらに、近年、配偶者やパートナーからの暴力「ドメスティック・バイオレンス」(DV)に関する相談が増加するとともに、社会生活において表面化しにくい性犯罪の実態もあることから、被害女性への相談・支援体制の充実が求められています。

【施策の方向性】

(1) 女性の人権を尊重し、共同参画を推進する活動等の支援

- ・ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な男女の役割分担意識の是正を図るなど一人ひとりの人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識形成を促進するため各種啓発活動を展開し、家庭・地域・職域などあらゆる分野で市民の自主的な活動や学習を支援します。(全課)

(2) 男女共同参画の視点に立った教育及び生涯学習等の推進

- ・ 学校教育においては、あらゆる教育活動において固定的な男女の役割分担意識をなく

し男女の人権を尊重する男女共同参画の視点に立った教育を推進します。また、幼児・児童・生徒の自尊感情とコミュニケーション能力の育成を重視した取り組みを行うとともに、教職員・保護者への研修、啓発に努めます。(学校教育課)

- ・ 社会教育においては、子どもから高齢者まで幅広く男女共同参画について理解を深め、生涯を通じて男女平等、人権尊重の意識を高めるよう学習機会の充実に努めます。(社会教育課)

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・ 本市の審議会などにおける女性委員の割合や女性職員の管理職の割合を高めるなど市が率先して取り組みを進めるとともに、事業者や各種団体などと連携・協力し、あらゆる分野において女性の参画を促進するよう啓発に努めます。(全課)

(4) 男女雇用機会均等法の履行確保

- ・ 様々な媒体の活用による雇用者及び被雇用者双方に対する男女雇用機会均等法といった各種法律についての周知・啓発を推進します。(商工観光課)

(5) 地域における男女共同参画の推進

- ・ 熊本・大分大地震や東日本大震災などの大規模災害の発生時における、避難所運営や生活用品等の備蓄などについては、女性に対する配慮が十分でなかったことから、様々な問題が生じています。これらの状況も踏まえ、災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点からの配慮がなされるよう、男女共同参画の視点を取り入れた対策を進めます。(危機管理課)

(6) 女性に対する暴力の根絶と被害者救済対策の充実

- ・ ドメスティック・バイオレンス (DV)、性犯罪、*6 ストーカー行為など女性に対する暴力は人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではないという認識を広めるため、女性の人権尊重のための意識啓発や教育を推進します。

また、相談体制や関係機関との連携を強化し、被害者の保護・自立支援に向けた取り組みを総合的に推進します。(市民課)(子育て支援課)

(7) ハラスメントの根絶と被害者救済

- ・ 職場などでの*7 パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のハラスメント行為防止のための意識啓発を進めるとともに、被害者救済のために、関係機関と連携した支援を行います。(市民課)

(8) 相談体制の充実と周知

- ・ にしもろ定住自立圏共生ビジョン連携事業の一環として、女性の人権問題の早期解決を図ることを目的に開設している「えびの市女性相談所」を活用し、相談者に対して助言や情報提供を行うとともに、国や県など関係機関との連携・協力を図り相談体制の充実と周知に努めます。(市民課)

用語の解説

*5 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真を掲示など、様々な態様のものが含まれる。

*6 ストーカー行為

ストーカーとは、特定の人に対して、執拗につきまとい等の行為を行う人のことをいう。ストーカー行為とは、典型的には、特定の異性に対して、好意あるいは怨念を抱いてつきまとい等の行為を繰り返すことをいう。

*7 パワー・ハラスメント

職場における組織の規範や慣習、または職権というパワーを使って行う強制や嫌がらせ。

2 子ども

【現状と課題】

子どもの人権については、国連や日本国憲法、教育基本法、児童福祉法、児童虐待防止法などの法令や児童に関する条約等の趣旨に沿って、一人ひとりが尊重され、保護されなければなりません。

国連では、平成元年(1989年)に「児童の権利に関する条約」を採択し、我が国も平成6年(1994年)に批准しています。この条約では、「児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」や、「条約において認められる権利の実現のため、すべての適切な措置を講ずること」等が定められています。

国では、平成11年(1999年)に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、平成14年(2002年)に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」、平成21年(2009年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が制定されるなど個別立法による対策も行われてきました。平成24年(2012年)8月には「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども・子育て関連3法を成立させ、また、令和2年(2020年)4月の児童福祉法等に改正より、体罰が許されないものとして法制化され、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すこととしました。

障がいのある子どもに対する取り組みとしては、平成17年(2005年)、子どもの発達障がいの早期発見などに取り組んだ「発達障害者支援法」が施行され、また、平成19年(2007年)から、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う^{*8}「特別支援教育」が導入されました。

県においては、こうした理念に基づき、「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」(昭和52年(1977年)制定)の適正な運用などにより、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進しています。平成26年(2014年)には、いじめ問題を克服し、児童生徒の尊厳を保持するため「宮崎県いじめ防止基本方針」を策定し、平成27年度(2015年度)に策定、現在令和6年度までを第2期として取り組む「みやざき子ども・子育て応援プラン」の基本理念に基づいた政策実施にあたっています。

本市では、国の示す「行動計画策定指針」やこれまでの取組を踏まえて策定し、令和2年度より第2期として実施する「小林市子ども・子育て支援事業計画」をこの分野の基本計画に位置づけ、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に努めています。

子どもが次の世代の「親」となり、家庭や地域づくりを担っていくために、豊かな人間

性を備え自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、子どもの教育及び健全育成を進めるとともに、関係機関との連携により、学校における平等意識の啓発に努めています。

また、平成16年度(2004年度)より、児童虐待防止にかかわる関係機関のネットワークを構築し、発生予防や早期発見・対応に努めているほか、育児支援が必要と思われるケースを児童虐待未然防止の立場から、保健師による訪問や関係機関と連携し見守りを行い、育児不安の解消や虐待等の早期発見に取り組んでいます。

しかしながら、我が国においては、今日まで、国・県・地方公共団体が様々な施策を講じているにもかかわらず、現実的には、実親等による子どもに対する虐待や育児放棄、子どもの貧困といった子どもの人権をめぐる様々な問題が全国的に発生しています。

特に、児童虐待と子どもの貧困についての問題は深刻化しています。

児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・通報、早期対応など切れ目のない総合的支援が必要となっています。

また、近年子どもの貧困については社会問題として大きく問題視されており、平成26年(2014年)の「子どもの貧困対策法」施行や県による平成28年(2016年)に策定、令和2年度より第2期計画として実施している「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」、平成30年度(2018年度)に小林市の子どもの貧困に係る施策として策定された「小林市子どもの未来応援推進計画」等の対策が整備されながらも、生活困窮世帯やひとり親世帯の増加による育児の負担・保護者の精神疾患等の要因からの身体的・心理的虐待、養育の拒否・放置(*9ネグレクト)等の相談は継続して存在しています。

本市の人権に関する市民意識調査においては、子どもの人権について特に問題があると思うことは、「保護者が身体的・心理的・性的に虐待する、または養育を放棄する」(53.0%)が最も高い割合となっています。

次いで「子ども同士による暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ」(49.7%)、「しつけのために、保護者が言う事を聞かない子どもに体罰を与える」(40.6%)となっており、今日の子どもの人権問題の傾向がそのまま意識調査の結果にも高い数値で表れています。

子どもの人権問題の解決に向けては、子ども一人ひとりが人間として尊重され、お互いに支えあい、利益も責任も分かち合える、豊かで活力のある社会を築いていくことが求められており、事象に応じた教育・啓発を地域全体で取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 子どもの権利に関する教育・啓発の推進

- ・ 子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、大人だけでなく子供に対しても、「子どもの権利条約」についての周知・啓発を図るなど、子どもの権利について意識を高め、正しく理解できるよう教育・啓発活動に取り組みます。(学校教育課)

(2) 幼児・児童・生徒への人権教育等の推進

- ・ 小林市人権教育基本方針に沿って、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりや、例年7月と12月に実施する「西諸人権を考える週間」などでの学びを通じて人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度の育成に努めます。

また、子どもの成長発達に大きな影響を与える立場にある教職員等については、子どもたちに豊かな人権意識を育むため、自らの人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育に関する研修において、参加体験型の方法を取り入れるなど、研修内容の一層の充実を図り、資質向上と指導力の強化に努めます。(学校教育課)

(3) いじめ問題への対応

- ・ いじめは、子どもたちの人権に関わる重要な問題であるとともに、どの子どもにもどの学校にも起こりうる問題であるということを踏まえ、学校、家庭、地域が連携して啓発活動に取り組みます。

また、いじめは人間として絶対に許されないと認識のもとに、未然防止の観点から、学校の教育活動全体を通じ道徳教育や特別活動、体験活動等の充実に努めます。

さらに、パソコンや携帯電話のネット接続機能を悪用した「ネットいじめ」については、^{※10} 情報モラル、情報安全教育を推進します。(学校教育課)

(4) 障がいのある幼児・児童・生徒への支援

- ・ 障がいのあるなしに関わらず、子どもたちに自分らしく生きていくような力が身に付くよう、一人ひとりのライフステージに応じた継続的な支援を進めます。

保育所や幼稚園、認定こども園等では、障がいや特別な配慮を要する児童を積極的に受け入れ、個々の障がいなどに応じて保育や教育の内容を充実させるとともに、保護者の就労支援や子育て支援に取り組みます。

また、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、適切な相談体制や教育体制の整備に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいに応じた特別支援教育を推進します。(学校教育課)(子育て支援課)

(5) 児童虐待防止対策

- ・ 児童虐待については、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるため、「要保護児童対策地域協議会による実務者会議や個別ケース検討会」の開催や「子ども家庭総合支援拠点」の設置を通じて、医療、保健、福祉、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を強化するとともに、乳児家庭全戸訪問事業等を充実するなど、きめ細かな支援を実施します。(子育て支援課)(健康推進課)(福祉課)(学校教育課)

(6) 子どもの貧困対策の推進

・ 子どもたちが生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向け、保護者の生活・就労支援や子どもの学習支援等を地域の繋がりを活かし、市民、関係機関及び行政が連携・協力して積極的に推進します。(子育て支援課)(福祉課)(学校教育課)(健康推進課)(社会教育課)

(7) 相談体制の充実と周知

・ いじめ、不登校、問題行動といった様々な課題を抱えた子どもや保護者からの悩み相談に初期段階で対応し、早期解決に向け、^{※11} スクールカウンセラーや^{※12} スクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校における支援体制を強化します。

さらに、不登校の児童生徒を対象に、^{※13} 適応指導教室において組織的・計画的な指導を行うことにより学校への復帰や進路保障への支援を図ります。

また、市が行う各種相談において、相談者に対する助言や情報提供等を行うとともに、家庭相談室、児童相談所、地方法務局などの関係相談機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。(学校教育課)(子育て支援課)

用語の解説

*8 特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

*9 ネグレクト

児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待のひとつ。子どもに対するネグレクトは、育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。例えば、子どもに食事を与えない、泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせないなどの行為のことで、これによって、子どもの精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれる。

*10 情報モラル

情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、適切な手続きによる情報の収集、著作権などの尊重、情報の信頼性についての意識、また、情報発信においては、プライバシーの保護、情報発信に伴う責任、セキュリティーの配慮など。

***11 スクールカウンセラー**

不登校や校内外での様々な問題行動など、学校で児童生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家のこと。小・中学校や高等学校の児童生徒へのカウンセリングをはじめ、教職員や保護者への指導・助言、カウンセリング等に関する情報収集・提供などを行う。

***12 スクールソーシャルワーカー**

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

***13 適応指導教室**

市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助を行いながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。

3 高齢者

【現状と課題】

高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいます。各国が高齢化社会の到来に備えた各種の取り組みを具体化することを目的として、平成4年（1992年）の国連総会において、平成11年（1999年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

我が国でも、平均寿命の伸びや少子化の進行等に伴い高齢化が急速に進んでおり、総人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は、令和2年（2020年）10月1日現在では28.8%（前年28.4%）となっています。すでに人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、本格的な高齢社会が到来しています。

本県の状況を見ると、全国より数年早く高齢化が進み、令和3年（2021年）10月1日現在、高齢化率は32.8%（前年32.2%）となっており、令和7年（2025年）には県民の35%が65歳以上の高齢者となる状況が予測されています。

また、本市の高齢化率は、令和2年（2020年）10月1日現在、37.6%と高く、既に3人に1人が65歳以上の高齢者となっており、全国・県よりもかなり早いスピードで高齢化が進行している状況です。

このため、本市においては、令和3年（2021年）に「小林市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進しています。

しかしながら、高齢者に対する就職差別、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

本市の人権に関する市民意識調査においては、高齢者の人権について問題になると思うことは、「年金など、経済・生活面での不安があること」（64.8%）が最も高い割合となっており、次いで「今後社会のデジタル化が進むこと、それに乗じた犯罪に狙われること」（43.5%）などの生活面での問題の割合が高くなっています。

高齢者の人権問題については、市民一人ひとりが思い描く生き方、住み慣れた地域で暮らし続けることをいかに保持していけるかという広い観点からの取り組みが必要と考えられます。

【施策の方向性】

(1) 人権教育・福祉教育の推進

- ・ 学校教育においては、高齢化の進行を踏まえ、社会科や総合的な学習の時間、学校行事等で、福祉に関する教育として高齢者の人権に関する教育を推進します。
また、生涯学習のまちづくりを目指し、生涯にわたって学ぶことの喜びが味わえるような教育的環境の整備・充実に努めます。(学校教育課)(社会教育課)

(2) 啓発・広報活動の推進

- ・ 「老人の日・老人週間(9月15日～21日)」における行事を通じ、高齢者福祉についての市民の関心と理解の促進が図られるよう努めるとともに、高齢者の社会参加に対する理解と関心を深めるため啓発・広報活動を推進します。
認知症の正しい理解、早期発見の重要性等について、認知症サポーター養成講座を始めとする各種出前講座等での周知、啓発に努めます。(長寿介護課)

(3) 社会参加の促進

- ・ 高齢者団体等へのスポーツ・文化イベント等への支援や人材活用などにより、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。(長寿介護課)

(4) 雇用・就業の促進

- ・ 高齢者の就業促進のため(社)小林市シルバー人材センターの活用を図り、就業機会の確保に努めます。また、高齢者の雇用を促進するための広報・啓発や、雇用促進制度の周知に努めます。(長寿介護課)

(5) 高齢者の権利擁護の推進

- ・ 高齢者が尊厳を保ちながら、安心して生活できるよう、医療や介護、福祉、人権擁護など幅広い分野との連携や関係職員等の資質向上を図り、高齢者虐待防止や相談等の対応や相談体制の整備・充実、*¹⁴ 成年後見制度の普及等に努めます。
また、*¹⁵ 地域包括支援センター等の関係機関によるひとり暮らし高齢者世帯等の見守り活動等を支援します。(長寿介護課)
- ・ 高齢者の消費生活相談は、訪問販売や電話勧誘によるトラブルを中心に増えていることから、平成29年度(2017年度)より開設している西諸地区消費生活相談窓口の周知を図り、相談体制・対応能力の強化に努めます。(市民課)

用語の解説

*14 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度。

*15 地域包括支援センター

平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関のこと。地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・医療・福祉・介護の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。

4 障がいのある人

【現状と課題】

国連では、従来から障がいのある人の人権問題に取り組んでおり、昭和 56 年(1981 年)を「国際障害者年」と定め、昭和 57 年(1982 年)には第 37 回国連総会で「障害者の権利に関する世界行動計画」を採択し、さらに平成 18 年(2006 年)には「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、^{*16} ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の社会参加と平等、自立生活への支援を進め、すべての人々がともに暮らせる^{*17} バリアフリー社会への目標を示し、障がい者の人権と自由を確保するための国際的な合意がなされ、我が国も平成 26 年(2014 年)1 月に批准しました。

国においては、平成 5 年(1993 年)に「障害者基本法」を制定、その後平成 16 年(2004 年)に改正し、基本的理念として障がい者への差別をしてはならない旨が規定され、都道府県・市町村の障害者計画の策定が義務化されました。

翌年の平成 17 年(2005 年)には従来の施策(身体・知的・精神の 3 障害の枠組み)では十分な対応がなされなかった発達障がい者に対する支援体制の促進を図るための「発達障害者支援法」が施行されました。

また平成 18 年(2006 年)には「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神障がいに対する施策の一元化が図られ、障がい者の地域生活や就労支援の強化など障がいの種別を超えた共通サービスの提供により障がい者の自立支援を推進しています。

さらに、平成 25 年(2013 年)には、「障害者自立支援法」を一部改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障がい者の定義へ難病等が追加されるほか、障がい者に対する支援の拡充などが図られました。

そして、平成 28 年(2016 年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がい者に対する差別的取り扱いを禁止するとともに、公的機関に対して必要かつ合理的な配慮を義務付けました。

本市においては、令和 2 年(2020 年)に「第 4 期小林市障がい者計画」(令和 2~6 年度)を策定し、「認めあい、支えあう、優しさあふれるふれあいのまち」を基本理念とし、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう福祉施策の推進・必要な福祉サービスの提供に取り組んでいます。

中でも、平成 24 年(2012 年)には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行に伴って同年 10 月に福祉事務所内に設置した「小林市障がい者虐待防止センター」を中心に、障がい者の権利利益の擁護に対応するための体制を整備しました。

本市の人権に関する市民意識調査においては、障がい者の人権について特に問題があると思うことは、「障がいのある人に対する人々の理解が不十分である」(56.4%)という理解

の面が最も高く、「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」(49.2%)という雇用の面、「社会生活のなかで、建物の階段や道路の段差などの不便が多い」(46.1%)といったバリアフリー整備に関する面での問題の関心割合が高くなっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、積極的に社会参加を行っていくためには、いろいろなハード面の整備が必要となります。また、それとともに地域での支えあいが重要でもあり、障がいのある人を地域で支えあうソフト面の整備も重要となります。

障がい者の人権については、ノーマライゼーションや^{*18}ユニバーサルデザインといった理念に対する理解の促進とともに、地域において自立と社会参加を促す教育・啓発が必要です。

【施策の方向性】

(1) 人権教育・福祉教育の推進

- ・ 障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を図るとともに、児童生徒の障がい及び障がいのある人に対する理解をより一層深めるため、学校における福祉教育の充実を図ります。（学校教育課）

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・ 判断能力が十分でない人に対する権利擁護に関する相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図り、安心して暮らせるよう権利擁護の推進を行います。また、関係団体、機関等と情報を共有して連携を図り、啓発推進に取り組み、広報紙等で市民、関係機関等へ情報提供します。（福祉課）

(3) 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、積極的に社会参加を行っていくために、バリアフリー化をさらに進めるとともに、すべての人にとって快適かつ利用しやすいまちづくりやユニバーサルデザイン化の普及啓発に取り組みます。（福祉課）（建設課）（管財課）

(4) 虐待の防止・早期発見

- ・ 平成25年4月に設置された「小林市障がい者虐待防止センター」の周知に努めるとともに、虐待に関する通報や相談への対応、虐待が発生した時の一時保護等、虐待が起きた場合に適切に対応できる体制づくりの構築と整備を図ります。（福祉課）

(5) 福祉サービスの充実

- ・ 障がいのある人が在宅での生活が維持できるよう一人ひとりの状況に応じた効果的な福祉サービス(配食サービス事業、緊急通報システム事業、福祉タクシー料金助成等)を提供します。(長寿介護課)

(6) 啓発・広報活動の推進

- ・ 障がい及び障がい者に対する理解を深めるため、各団体や機関等と連携しながら、啓発の推進に取り組むとともに、各種制度等について、各媒体を利用し、市民や関係団体等に情報提供します。(福祉課)

(7) 障がい福祉サービスにおける就労移行支援事業の利用促進

- ・ 障がいのある人及び事業所等へ就労に関する情報提供や相談支援を強化し、就労の促進や定着の支援を行います。また、小林市障がい者自立支援協議会の就労支援部会において、障がいのある人の就労に関して課題解決に向けた検討を引き続き行い、関係機関等へ情報提供します。(福祉課)

(8) 障がい福祉サービスにおける就労継続支援事業の充実

- ・ 就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額をアップするため、各事業所と協働して定期的に「福祉しょっふ」を開催し、製品の販路拡大や開発を行います。また、事業所と連携し、就労継続支援 A 型事業所の開設や利用者の移行を推進します。(福祉課)

(9) 市から障がい者団体等への業務委託等

- ・ 障がい者就労施設等の市への事業所登録を促進し、あわせて庁内全課への情報提供を積極的に行うことで、業務の委託や物品等の調達を図ります。(福祉課)

(10) 相談支援事業の充実

- ・ 基幹相談支援センターの相談支援専門員による自宅訪問や巡回相談会の開催により、障がい者の相談を受け、必要に応じアドバイスを行うとともに、他の関係機関と連携して障がい者が地域での生活を安心して暮らしていけるように支援します。(福祉課)

用語の解説

*16 ノーマライゼーション

障がいの有無や年齢に関係なく、すべての人が同じ社会の中で普通の暮らしができる社会がノーマル(普通)であるという考え。

*17 バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差など障がいを取り除くこと。

*18 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」という意味。年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形作られた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

昭和40年(1965年)に出された国の同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と位置づけ、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、畜産職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。

この答申を踏まえ、同和対策の早期解決に向けて、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」(昭和44年7月～昭和57年3月)が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」(昭和57年4月～昭和62年3月)及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和62年4月～平成14年3月)により様々な施策が講じられてきました。平成14年(2002年)3月末に同和対策事業に係る国の特別対策事業が終了してからは、一般施策の中で問題解決を図ってきました。

しかしながら、現在に至ってもなお部落差別が存在し、インターネットなど情報化が進む中で部落差別が新たな状況にあります。

このような背景から、平成28年(2016年)12月には、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、国や地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた相談体制の充実や教育・啓発の推進に努めるとともに、部落差別の実態調査の実施が明記されました。

本市においても、同和問題を重要課題と位置づけ、昭和52年(1977年)2月より計画的に^{※19}教育集会所の建設や道路整備などの生活環境の改善に取り組んできました。

昭和59年(1984年)には、同和問題に対する市民の正しい理解と認識を高め、早期解決を目的に、行政機関、事業所、民間団体等で構成する「小林市同和問題啓発推進協議会」を設置(平成14年度に「小林市人権・同和問題啓発推進協議会」と改称。)し、講演会や研修会の開催、啓発資料の作成・配布など様々な啓発活動を積極的に展開しながら、人権・同和問題の解決に向けた人権意識の高揚に努めています。

小林市議会では、今後もあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があるとの認識から、平成13年(2001年)3月27日に、「人権擁護都市」宣言を決議し、平成18年(2006年)の市村合併後にもあらためて決議しています。

令和元年(2019年)10月には「小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例」を施行し、本市からあらゆる差別をなくし人権を尊重するための基本的な考え方と方針を定めました。この条例を基調とし、人権問題解決にむけた取組を推進しています。

また、人権・同和教育においては、「宮崎県人権同和教育基本方針」及び「小林市人権教育基本方針」に基づき、「部落差別の現実から学ぶ」姿勢を基本として、すべての学校や地域社会において、人間の尊厳、人権の尊重を基調とする教育活動を積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、本市ではこれまで被差別部落出身者に対する差別事象が発生しており、すべての市民の心に人権尊重の精神を浸透させるまでには至っておらず、差別意識の解消という点では今なお課題を残しています。

本市の人権に関する市民意識調査では、同和問題に対する市民の理解は深まりつつあることが伺えますが、同和地区に対する誤った偏見はいまだに残されている現状があります。

調査の中で、仮に日頃から親しくつきあっている隣近所の人が同和地区出身者だと分かっていた場合、あなたはどうしますかと聞いたところ、6割の人が「これまでどおり、親しくつきあう」、約2割の人が「つきあうことは変わらないが、何となく気を使う」と回答しており、合わせ約8割の人がつきあうことを肯定しています。

また、子どもの結婚についての調査では、「子どもの意志を尊重し、親として支援する」と、「子どもの意志にまかせる」とした、子どもの結婚を容認する回答は約7割でした。

これらの肯定・容認する回答を年代別に見ると、30代までの若い世代では「親として支援する」回答が最も優位であるのに対し、70代以上では「子どもの意思に任せる」としたやや積極性に劣る回答が最も多い結果となりました。

また、同和問題に関してどのような人権侵害(差別)が起きているかについては、「恋愛・結婚について周囲の反対を受ける」(34.8%)、「日常の交流や職場の中で差別的な扱いを受ける」(19.1%)、「会話やネット・SNSの中で差別的な言動・書き込みをされる」(16.0%)が上位にある一方、「特に問題はない」(30.0%)といった結果もあることから、同和問題や部落差別などと言われる問題があることは認識していますが、現在の問題としての意識が低下している事が強く懸念されます。

同和問題(部落差別問題)の解消に向けて、どうすればよいと考えているかについては、「学校で同和問題に関する正しい知識を教える」(38.5%)が最も多く、「同和問題が正しく理解されるよう、行政が啓発活動に力を入れる」(38.0%)と並んで行政への期待が多く選択されており、同和問題を自分のこととして受け止め、正しい理解と認識が得られるよう啓発活動を一層進める必要があります。

同和問題の解決にあたっては、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」に定める全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念を踏まえた施策をもって推進し、部落差別の実態に係る調査を行うとともに、これまでの同和教育・啓発活動の経緯と成果を踏まえ、地域の実情に応じた相談体制の充実と積極的な人権教育・啓発活動が求められています。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

- ・ 市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、自らの課題としてその心理的差別の早期解決に主体的かつ積極的に取り組むことを基本とし、小林市人権・同和問題啓発推進協議会や関係機関等と連携し、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発活動を推進します。(市民課)
- ・ 学校教育及び社会教育における人権教育を推進し、同和問題を始めとする様々な人権問題についての正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。また、そのための意志と実践力をもった指導者の養成や研修の充実に努めます。(学校教育課)(社会教育課)
- ・ 教職員については、人権尊重の理念を習得するための研修体制を充実するとともに、日々の実践力の向上に努めます。

学校においても、社会科・地理歴史科・公民科の授業で、子どもたちが同和問題の歴史的、社会要因を正しく理解し、それを解決しようとする意欲や態度を育てます。(学校教育課)

(2) 個人情報保護

- ・ 就職差別、結婚差別に結びつく身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、戸籍・住民票取扱い窓口での対応を徹底します。

また、本人の権利利益の保護及び不正取得の抑止を図ることを目的として、平成 25 年(2013 年)10 月に制度運用を開始した「本人通知制度」について、適正な運用を図ります。(市民課)

(3) えせ同和行為の排除

- ・ ※²⁰ えせ同和行為は、同和問題に関する誤った認識を植え付けるなど同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっているため、関係機関等と連携し、啓発・排除に努めます。(市民課)

(4) 相談体制の充実と当事者団体との連携

- ・ 相談しやすい環境を整えるなど、相談体制を充実させるとともに、当事者団体、国・県及び他の自治体等と連携し、差別をなくすための取り組みを推進します。(市民課)

(5) 実態の把握

- ・ 人権全般に関する市民意識調査の他、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」に定められた部落差別の実態に係る調査を行い、地域の実態把握に努め、

人権施策の推進に活用します。(市民課)

用語の解説

*19 教育集会所

同和問題の解決を促進するために、人権・同和教育の充実、生活の改善等を行う社会教育施設をいう。

*20 えせ同和行為

同和問題を口実として行われる不当な要求などの行為をいう。このような、えせ同和行為自体は、同和問題に対する啓発や差別をなくそうとする運動とは無関係だが、同和問題の解決への道を妨げる一因になっていると指摘されている。

6 外国人・外国籍市民

【現状と課題】

日本においては、人権に関する国際条約への加入を進めており、昭和54年(1979年)に「国際人権規約」を批准するとともに、昭和56年(1981年)には「難民の地位に関する条約」を、昭和57年(1982年)には、「難民の地位に関する協定書」を締結しました。近年の国際化の進展に伴い、日本で暮らす外国人は200万人を超えており、国籍も多様化しています。

外国籍市民が地域社会の一員として自立し、円滑に生活していくためには、行政サービスの多言語化や福祉・医療分野等の生活支援、災害対策支援、日本語学習支援などの取り組みが求められています。

また、根強く残る在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチ等による人権侵害や、社会の様々なところで生じている外国人に対する差別の解消を目指すとともに、相互理解の促進に努める必要があります。

平成28年(2016年)6月には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めなければならないと明記されました。

本市における外国人登録者数は、年々増加傾向にあり、令和3年(2021年)4月1日現在576人となっています。国籍(出身地)別では、ベトナムが305人で最も多く、中国86人、フィリピン63人の順となっています。こうした国際化傾向の中で、市民一人ひとりの理解、協力のもと、官民一体となって(協働によって)国際化施策を効果的に展開し、本市のめざす将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかこ 小林市」の実現を図るために、令和2年(2020年)3月「小林市国際化・多文化共生推進計画」を策定し、外国人・外国籍市民に対する生活支援をはじめとした国際化の推進を行っています。また、平成28年度(2016年度)から地方創生課に^{*21}国際化推進コーディネーターを配置し、生活情報の多言語化などの支援に取り組んでいます。

学校教育の面では、^{*22}外国語指導助手(ALT)を活用して外国語に親しむ機会を持ち、国際理解の推進を図るとともに外国にルーツを持つ子どもの学習支援を行っています。

社会教育においては、外国語教室などの国際理解活動を積極的に取り組んでおり、^{*23}国際交流員(CIR)による市民との国際交流事業が活発に進められています。

本市の人権に関する市民意識調査では、外国人・外国籍市民に関することで、人権上特に問題があると思われるのは、「病院や公共施設について、言語がわからず利用しにくい」(34.1%)との回答が最も多く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」(29.7%)が続くなど、外国人・外国籍市民にとっては生活上の多くの課題や問題が現

在も存在していることが推測されています。

地域に暮らす外国人に対する人権が尊重され、お互いが持つ文化的な背景や習慣の違いを理解するための各種啓発活動や相談体制の充実に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

(1) 相互理解の促進と教育・啓発の推進

- ・ 外国人・外国籍市民に対する誤解や偏見をなくし、多文化共生について理解を深めるため、外国人・外国籍市民のための日本語講座など様々な国際交流事業を推進し、市民と外国人・外国籍市民との交流を促進するなど、多様な文化や価値観を共生できる社会づくりに努めます。(地方創生課)
- ・ 人権意識の高揚を図るため、国際交流員の活用等により、広く市民に国際交流・国際理解の場を提供し、国際感覚の醸成に努めます。(社会教育課)
- ・ 学校教育において、国際理解教育を積極的に推進し、外国の文化や習慣等への理解を深めるとともに、県の設置する日本語支援指導員、地方創生課及び教育委員会と連携し、外国人・外国籍市民又は外国にルーツを持つ子どもに対する学習支援の充実に努めます。(学校教育課)
- ・ 国際交流員や外国語指導助手の活用を図り、外国人との交流や外国語の指導を通じて、児童生徒の国際理解を深めます。(学校教育課)

(2) 災害時の対応に備えた施策の充実

- ・ 外国人・外国籍市民が災害発生時に混乱なく避難できるよう、市内の要所に多言語あるいは、やさしい日本語等を使用した案内を表示するとともに、災害時には、多言語による的確な情報提供ができるように努めます。(地方創生課)

(3) 外国人が住みやすいまちづくり

- ・ 外国人・外国籍市民の生活の利便性を高めるために、必要とされる言語での生活情報発信に努めます。(地方創生課)
- ・ 外国人・外国籍市民の生活全般について、関係機関と連携し、相談体制を整備します。(地方創生課)

用語の解説

*21 国際化推進コーディネーター

社会、経済全般にわたる国際化の進展に伴い、本市の国際化を推進するため、国際化推進に係る企画の実施、市民の異文化理解のための交流活動、外国人・外国籍市民の生活支援を行う。

*22 外国語指導助手(ALT)

小・中学校や高等学校の児童生徒に、生きた英語に接する機会を提供し、英語教育の充実と国際理解教育の向上を図るために各教育委員会から学校に派遣され、日本人担当教員の助手として外国語授業に携わる。

*23 国際交流員(CIR)

国の制度である JET プログラム(地方公共団体が外国青年を招致する事業)のもと、外国語教育の充実、国際理解活動の推進を図ることを目的に招致して地方公共団体で認容された青年をいう。

7 HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症などに関する人権問題

【現状と課題】

すべての人は、自己及び家族の健康等を保持する権利を有することが世界人権宣言において規定され、また、日本国憲法では、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することが保障されています。

このように、誰もが心身ともに健康で安心して暮らすことは、すべての人に保障された基本的な権利であり、そのためには、疾病への社会の理解と、患者等が適正な医療を受けられることが必要です。

^{*24}HIV感染症は、感染経路が限られるうえ、感染力も弱く、正しい知識に基づき日常生活を送る限りいたずらに感染を恐れる必要はありません。

しかしながら、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、患者や感染者が差別やプライバシーの侵害などを受けるといった人権問題が発生しています。医学の進歩などによって発症を遅らせたり、症状を緩和したりするなど長期にわたりコントロールすることが可能になっており、患者や感染者との共生について理解を深めることが大切です。

^{*25}ハンセン病については、感染しただけでは発病することは極めて低く、発病した場合でも治療法が確立しており、また遺伝的な病気でもありません。

しかし、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、患者に対しては、以前は施設入所を強制する隔離政策が行われていました。患者や元患者は長期の隔離により、家族や親族、友人等との関係を絶たなければならないという悲劇に見舞われました。平成8年(1996年)、らい予防法が廃止され、強制隔離政策は終結しましたが、この隔離政策が取られていた結果、社会の根強い偏見や差別意識が助長され、患者や元患者は人間としての尊厳と権利を奪われてきました。

平成13年(2001年)に熊本地裁において隔離政策について国の損害賠償責任を認める判決が下されました。これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者・元患者等に対する損失補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られることになりました。

しかし、療養所入所者の多くは、強制隔離の期間が長期に及んだことによる高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰がまだ困難な状況にあります。

また、令和2年(2020年)初頭より国内にも感染の広がった新型コロナウイルス感染症は国民生活に非常に大きな影響を与え、疫学的な問題のみにとどまらず、新たな差別問題の一つとしても発生してしまうこととなってしまいました。さらに発症の恐怖が誤解による偏見を助長して、差別問題が大きくなってしまおうという危機的な連鎖も発生しました。

この問題に対し、その他の感染症も含めて正しい知識や理解の普及啓発に努め、偏見・差別を解消していくことが喫緊の課題となっています。

本市の人権に関する市民意識調査では、H I V感染者やハンセン病患者等の人権問題については、「悪いうわさや個人情報为他人に伝えられるなど、プライバシーが守られない」(42.5%)と最も問題視されており、差別問題全般においても「コロナウイルス等新たな感染症による人権問題」(40.3%)が関心のある人権問題として非常に多くの方が回答しています。今後とも、疾病・感染症についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、偏見や差別意識を解消するための啓発活動など、一人ひとりが安心して医療を受けながら暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

【施策の方向性】

(1) H I V感染症に関する啓発

- ・ 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育（性教育）の推進を通じて、正しい知識の普及に努めます。（学校教育課）
- ・ H I V感染症に関する正しい知識を持って感染を予防し、患者や感染者に対して正しい理解に基づいて行動が取れるよう、関係機関と連携し啓発用ポスターの掲示やパンフレットの配布、講演会の開催など啓発活動に努めます。（健康推進課）
- ・ 保健所等の関係機関と連携を図り、相談専用電話「エイズほっとライン」の周知に努めます。（健康推進課）

(2) ハンセン病に関する啓発

- ・ 県が実施する「ハンセン病療養所訪問事業」に参画するとともに、高齢であることや家族がいない等の理由で、これからも園での生活を希望するハンセン病元患者に対しては、精神的にも豊かな生活が送れるよう^{*26}Q O Lの充実を図ります。（健康推進課）
- ・ ハンセン病を医療や公衆衛生の面だけから捉えるのではなく、人権の視点からも捉え、二度と人権侵害が起こらないためにも、正しい知識や理解の啓発普及に努め、偏見・差別の解消を図ります。（健康推進課）

用語の解説

*24 H I V感染症

ヒト免疫不全ウイルスの感染によって起こる疾患で、H I V感染症は、急性感染期、無症候性期、エイズ期の三つの病気に分けられる。エイズは、一般通称名として、H I V感染症と同類語に用いられているが、正確には、H I V感染症の終末病像の病名のこと。

***25 ハンセン病**

らい菌によって引き起こされる感染症。以前は、らい病と呼ばれていたが。感染力は非常に弱く、感染しても発病はまれであり、たとえ発病しても、現在の医学では適切な治療を行えば早期完治が可能である。後遺症を残すことは全くない。

***26 QOL**

個人にとっての生活の質の向上を図ること。人が自分の意思を持って、人間らしく、充実感や満足感（生きがい）を持って日常生活をおくることができることをいう。

8 犯罪被害者等

【現状と課題】

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が高まりを見せています。

犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されています。

その対策として国では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成12年(2000年)に「犯罪被害者保護法」、平成16年(2004年)に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。また、平成17年(2005年)には犯罪被害者等の権利を総合的に保障するため「犯罪被害者等基本計画」を策定し、以降5年ごとに見直しが行われています。

本県では、警察本部において、平成8年(1996年)に「被害者対策要綱」を制定し、これを平成23年(2011年)には「犯罪被害者等支援要綱」に改定し、犯罪被害者の立場に立った支援が行われています。また、令和3年(2021年)7月に「宮崎県犯罪被害者等支援条例」が施行され、県内各市町村においても条例制定の動きが見られます。

平成16年(2004年)には、犯罪被害者への適切な支援を目的に「社団法人・宮崎犯罪被害者センター」を設立し、平成22年(2010年)12月からは「公益社団法人みやざき被害者支援センター」と改称して活動を続けています。

本市の人権に関する市民意識調査では、犯罪被害者の人権問題については、「マスコミの過度な取材、報道によってプライバシーの侵害を受ける」(65.0%)との回答が最も高く、過熱する報道を問題視しています。次いで、「周囲から無責任なうわさ話をされる」(56.9%)、「被害者に対する被害補償が十分でない」(40.5%)となっています。

何の落ち度もなく、突然に悲惨な被害に巻き込まれる極めて不条理な事件・事故が多発しており、多くの被害者が意思に反して人生を変えられてしまっている現実があります。

誰もが突然、被害者となりうる現代社会において、被害者が抱える問題は、「人ごと」ではなく、「明日は我が身」の問題であると言えます。

犯罪被害者等の心情に配慮し、適切な支援が途切れることなく行われ、市民の理解を得ながら支援の取り組みが展開されるよう、関係機関・団体と連携し啓発活動等を推進する必要があります。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

- ・ 犯罪被害者やその家族の心情を正しく理解でき、人権に配慮した支援が地域全体で取り組めるよう啓発活動を推進します。(市民課)

(2) 相談・支援体制の充実

- ・ 犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、公益社団法人みやざき被害者支援センターや警察など関係機関と密接に連携して、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。(市民課)

9 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

近年のインターネットの普及に伴い、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性や情報発信の容易さから^{※27}SNSやホームページ、電子掲示板などに他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現が掲載されるなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れ様々な問題が発生しています。

また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

このため、平成14年(2002年)には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が施行され、インターネットによる情報の流通により、自己の権利を侵害されたとする者が、関係する^{※28}プロバイダ等に対し、当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できることとなりました。

また、子どものインターネット上のトラブルに対応するため、平成15年(2003年)に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が施行され、平成21年(2009年)には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されるなどインターネットによる人権侵害への対策を進めています。そのような中、平成22年(2010年)、最高裁判所は、個人が行うインターネット上の自由な表現行為であったとしても、他の表現手段を利用した場合と同様の基準で名誉棄損罪が成立するとの判断を示しました。

しかしながら、様々な人権差別に関する書き込みなど、インターネットを通じた人権侵害は依然としてなくなりません。さらに、有料サイトなどの利用にあたって、トラブルや詐欺の被害に巻き込まれることもあります。インターネット上にいったん流出した情報の訂正・回収が難しいなどといった特性から、被害者は将来にわたって永く苦しむことになります。

本市の人権に関する市民意識調査においては、インターネットを利用するうえで、人権上どのような問題が起きているか聞いたところ、「他人の悪口や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報が掲載される」(63.3%)との回答が最も多く、「勝手に氏名や住所・顔写真等の個人情報が掲載される可能性がある」(54.7%)、「出会い系サイトなど、犯罪を助長する場となっている」(47.4%)も多く選択されており、インターネット上における人権侵害に対して、強い危機感が示されています。

インターネットを悪用した人権侵害を防止するためには、個人情報保護の体制強化が求められますが、匿名性から起こる無責任な書き込みや悪質な書き込みは、一人ひとりの人権意識の乏しさから起こるものであり、一般のインターネット利用者やプロバイダ等に対

し、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるための各種啓発活動を展開することが求められています。

【施策の方向性】

(1) インターネット環境でのいじめなどから子どもを守る取り組み

- ・ インターネット環境を通じて行われる「いじめ」の対応などについて、保護者や学校、子どもに関係する機関や団体と連携し、意識啓発の取り組みに努めます。

また、インターネット等の現状について、特に保護者の理解、知識が乏しいことから、インターネットの危険性について保護者に周知、教育を充実するとともに、有害サイトに接続させないようフィルタリング機能等の活用を促進します。(学校教育課)

(2) 人権侵害事情への適切な対応

- ・ インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、法務局、警察等の関係機関と緊密な連携の下、適切な対応に努めます。(市民課)

(3) 教育・啓発活動の推進

- ・ プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市民一人ひとりが様々な情報を主体的に収集・選択し、発信できる能力（メディア・リテラシー）を養うための教育・啓発を推進します。(市民課)

用語の解説

*27 SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略語。登録された利用者同士が交流できる会員制サービスであり、利用者が交流や情報公開の範囲を選択することで、範囲内における密接なコミュニケーションを可能にするものが多い。

*28 プロバイダ等

インターネットへの接続サービスを提供する事業者等。

10 性的少数者(性的マイノリティ)

【現状と課題】

性的少数者(性的マイノリティ)とは、身体的性別と自分自身か認識している性別が不一致あるいは違和感を持っている「*²⁹性同一性障がい」といった性自認に関する少数者、あるいは、「同性愛」、「両性愛」などの性的指向に関する少数者等のことを指します。(最近では、総称して「*³⁰LGBTQ」と言われることもあります。)

このような性的少数者は、性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、性同一性障がいや性的指向を理由とする誤解や偏見によって、いじめや差別の対象となるなど、様々な問題に直面しています。

さらに、自身の悩みや苦しみを積極的に打ち明けづらい等の状況から、自殺念慮の割合が高いと指摘されています。

我が国では、平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした場合、戸籍上の性別を変更できることになりました。

平成20年(2008年)には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、現に子どもがいる性同一性障がい者であっても、その子どもがすべて成年に達している場合には性別の取扱いの変更を認められることになりました。

東京都渋谷区においては、平成27年(2015年)に、同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め、パートナーシップ証明書を発行する全国初の条例が制定されました。

そのほかの自治体でも同制度の導入は増加しており、県内に自治体においても「パートナーシップ宣誓制度」を導入するなど、性的少数者を支援する取組は広がりを見せています。

また、性的指向に関する差別取扱いについて、現在では、世界各国において禁止法を制定したり、同性婚を認める等の動きがあります。

人間を男女の二つの性に分けて固定的に判断することは、性的少数者を「排除」する考えにつながり、その人間性を否定することにもなりかねません。性的多様性を認めあうことがすべての人々の人権を守るために大切です。

性的少数者が安心して暮らせるよう、性の在り方について固定的に考えるのではなく、そのことについて正しく理解することが必要です。市民意識調査においても「社会的理解が低いため、好奇または偏見の目で見られる」(57.3%)が最も問題と考えられており、そうした人々たちに対する差別や偏見をなくしていくために、人権教育を充実させるとともに啓発活動や相談できる体制づくりなどに取り組む必要があります。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

- ・ 性的少数者に対する差別や偏見を解消し、その人権を守るためには、学校、職場、地域社会などの周囲の人々が、性的少数者や性に対する多様な在り方について認識し、理解を深めていくことが必要です。このため、研修会やイベント等の機会を捉えた各種の教育・啓発活動の推進を図ります。(市民課)

(2) 先進的な取り組み事例等の調査研究

- ・ 他の自治体や関係団体等の先進的な取り組み事例などについて、調査研究を行います。また、パートナーシップ宣誓制度などの新しい取組について、導入・運用を推進します。(市民課)

(3) 学校教育における子どもへの対応、配慮

- ・ 男か女かと自問自答し、悩み苦しみ、自己肯定感をもてないまま成長し、本来の自分の姿を出せずにいることが多い性的少数者(性的マイノリティ)の子どもの相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関との連携に努めます。
また、性的少数者(性的マイノリティ)について、正しい情報発信を行い、教職員と子どもに対し意識啓発に努めます。(学校教育課)

(4) 相談窓口の充実

- ・ 性的少数者(性的マイノリティ)の人々へのいわれのない差別や偏見が解消されるよう、関係機関、団体と連携し・協働して、男女雇用機会均等法等の制度を含め、性的少数者(性的マイノリティ)についての市民の正しい認識と理解を進めます。(健康推進課)

用語の解説

*29 性同一性障がい

「Gender Identity Disorder」からG I Dということもある。

*30 L G B T Q

女性の同性愛(Lesbian)、男性の同性愛(Gay)、両性愛(Bisexual)、生まれた時に決められた性別に違和感を持つ人(Transgender)、自分の性自認を決めていない、決めない考えをもつ人(Questioning)の頭文字を取った総称。

11 刑を終えて出所した人

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、偏見や差別により、就職などの社会復帰が妨げられている現状があります。

犯罪や非行をした人の更生が円滑に行われるためには、その人自身の更生への強い意欲と、その人を取り巻く家庭、職場、地域の人たちの温かい目と支援が必要です。特に、就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取り組みの推進が重要です。そのため、更生を助け保護観察を担う^{※31} 保護司をはじめとする多くの更生保護関係者や、関係機関への理解と認識を深めるとともに、刑を終えて出所した人が、速やかに自立復帰できる社会環境づくりに努めることが大切です。

しかしながら市民意識調査においても刑罰を受け、出所した人については「既に刑期を終えたので、差別無くあつかわれるべきだ」(30.8%)という意見よりも、「被害者の方や家族が納得していれば、差別無くあつかってよい」(46.9%)という一定の条件をつけた上で、回答が優位であり、出所した人が社会復帰するにあたって大事なものについては、「本人の反省が見える態度やおこない」(71.9%)が最も多く選択されている事など厳しい目線が感じられる状況にあります。

市民一人ひとりが差別意識や偏見をもたず、刑を終えた人を受け止めることができる確かで寛容な人権感覚を身に付けていく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 教育・啓発活動の推進

- ・ あらゆる場を通じての人権教育・啓発を推進し、刑を終えた人やその家族に対する先入観を払拭し、刑を終えて更生しようとする人を受け入れる社会環境を育む必要があります。そのためには、“社会を明るくする運動” 宮崎県推進委員会や小林地区保護司会、更生保護女性会、^{※32}BBS などの関係機関との連携を図り、相談や支援に努めるとともに、偏見や差別意識解消のための啓発活動を推進します。(福祉課)

用語の解説

*31 保護司

保護司は、法務大臣の委嘱を受けた民間人で、犯罪を犯した者の更生や社会復帰を助けたり、犯罪の予防を図るための啓発活動等行っている。

*32 BBS

Big Brothers and Sisters Movement の略で、非行少年あるいは非行のおそれのある少年の良い友達となり、兄や姉の立場に立ってその更生を助ける友達活動を行うとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動をいう。

12 その他

これまで述べてきた人権問題のほか、特定の人種や民族を差別し地域社会からの排除をあおる「ヘイトスピーチ」や北朝鮮当局による拉致問題、アイヌの人々などの問題や東日本大震災等に起因する人権問題、自殺の問題など様々な課題が存在しています。

そのため、これらの人権に関する課題においても、その問題の原因となっている偏見や差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重されるよう、それぞれの問題の特性に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。

第5章 方針の推進

1 市の推進体制

本方針の総合的かつ効果的な推進を図るため、「小林市人権同和問題啓発推進委員会」を中心に、関係部局相互の密接な連携・協働の下に全庁的な取組を推進することとします。

なお、各部局は、この方針の趣旨を十分に踏まえて、市民の人権に十分配慮しながら施策の実施に当たることとします。

2 関係機関・団体等との連携

本方針に基づき、市民の心に働きかける人権教育・啓発を推進していくためには、国・県、地域、学校、企業、NPO 法人等との連携・協働が必要です。それぞれが持つ教育・啓発機能や社会的役割を十分に発揮しつつ相互に補完しあうことで、市民一人ひとりの人権尊重の意識が日常生活の中で習慣化されていくよう、積極的な支援・協力体制の充実に努めます。

3 施策の点検及び方針の見直し

本方針の目標を達成するため、毎年、「小林市人権同和問題啓発推進委員会」において、方針に基づく施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に反映させるように努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化、小林市が行う「人権同和問題市民意識調査」の結果を踏まえ、一層の充実に図るため、必要に応じて見直しを行います。

資 料

1	世界人権宣言	52
2	日本国憲法（抄）	58
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	61
4	「人権擁護都市」宣言に関する決議	63
5	小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例	65
6	小林市人権同和問題啓発推進委員会設置要綱	67
7	小林市人権教育・啓発推進方針策定懇話会設置要綱	72
8	小林市人権教育・啓発推進方針策定懇話会委員名簿	74

世界人権宣言

【昭和23年(1948年)12月10日 第3回国連総会において採択】

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業

に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障がい、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

公布 昭和21. 11. 3

施行 昭和22. 5. 3

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必

要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の

日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方向の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権施策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

「人権擁護都市」宣言に関する決議

同和問題は人類普遍の権利である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な社会的問題である。その早急な解決は、「同和対策審議会答申」に待つまでもなく、「国・地方公共団体の責務であると同時に国民共通の課題」である。

われわれは、このような認識に立ってこれまで小林市でも、同和対策事業を実施してきた。その結果、環境改善事業は目を見張るような成果をみせている。

しかしながら、心理的要因による部落差別の事象は跡を絶たず、いわれない差別によって耐えがたい苦しみを強いられている実態がある。さらには、障害者問題、いじめ等人権上の問題は多い。

このため小林市議会は、部落差別解消と、あらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識する。

本年は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等である。」と声高らかに国際連合が世界人権宣言としてうたい上げて 53 年になる。

引き続き国連は、1995 年からの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と位置づけ世界人権宣言の理念の実現を目指しているが、我が国でも国連に呼応して「国内行動計画」を公表したところである。しかも、「男女共同参画基本法」や「人権教育及び人権啓発に関する法律」等、人権擁護に関する法律が相次いで制定された。本県においても「人権教育のための国連 10 年」宮崎県行動計画が策定されている。

本年は 21 世紀の幕開けである。人権と共生の世紀の始まりである。ときあたかも、小林市は市制 50 周年である。この記念すべき年に、本市議会は改めて人間の尊厳を自覚し、すべての小林市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」ことを表明し、ここに「人権擁護都市」宣言を決議する。

平成 13 年 3 月 27 日

宮崎県小林市議会

「人権擁護都市」宣言に関する決議

すべての人間は、生まれながらにして尊ばれ、人間らしく生き、しあわせになる権利を有している。

しかし、残念ながら今日の社会においても同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等に対するさまざまな人権侵害が後を絶たない。

われわれは、常に市民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みよい小林市が築かれることを願い、今後もあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識し、すべての小林市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」ことを表明する。

ここに、小林市は人権が守られ豊かで住みよい都市をめざし、歴史と自然に恵まれた「人権擁護都市」とすることを宣言するものである。

以上、決議する

平成 18 年 12 月 22 日

宮崎県小林市議会

小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例

(令和元年10月4日 条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念並びに「人権擁護都市」宣言（平成18年12月22日小林市議会議決）の精神にのっとり、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等に対する差別などのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、市民の人権を守るために必要な事項を定めることにより、市民一人一人の人権が尊重され、もってあらゆる差別のない明るく住みよい小林市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携して、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別をなくすため、必要な教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

(実態調査)

第6条 市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、国が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、あらゆる差別の実態に係る調査を行うものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小林市人権同和問題啓発推進委員会設置要綱

平成18年3月20日小林市告示第150号

(改正 令和2年3月24日告示第33号)

(設置)

第1条 本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を円滑に推進するとともに、行政に携わる市職員一人一人の人権同和問題に関する正しい理解と認識を深め、もって人権同和問題の早期解決を図るため、小林市人権同和問題啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関すること。
- (2) 人権教育・啓発推進方針の策定及び改定に関すること。
- (3) 市職員に対する啓発の効果的な方策の検討及び実施に関すること。
- (4) 差別事象の原因究明及び防止策に関すること。
- (5) その他市職員の人権意識の高揚に関すること。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、第3条各号に定める事項について必要が生じた場合は、その都度速やかに会議を招集するものとする。
- 3 会議は協議事項に関係のある委員のみで行うことができる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者に対し、会議への出席を求めることがで

きる。

(幹事会)

第6条 第3条の所掌事項に関し、実務的な検討及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、委員長の指示を受けて幹事会を招集し、議長となる。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めたときは、関係職員及び関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

(職場啓発推進員)

第7条 市職員に対する啓発を効果的に実施するため、各所属に職場啓発推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、各所属長が推薦する主幹又は係長をもって充てる。
- 3 推進員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 各所属における人権同和問題に関する職場啓発研修の企画及び実施に関すること。
 - (2) その他所属の人権意識の高揚に関すること。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、市民課において処理する。

(委員会に対する協力)

第9条 関係所属長は、委員会からその所掌する事務を遂行するために必要な資料の提出等を求められた場合は、積極的に協力しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則(令和2年3月24日告示第33号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

委員長	副市長
委員	総務部長
	総合政策部長
	経済部長
	市民生活部長
	健康福祉部長
	建設部長
	会計管理者
	上下水道局長
	教育部長
	総務課長
	財政課長
	管財課長
	企画政策課長
	地方創生課長
	健康都市推進室長
	危機管理課長
	農業振興課長
	畜産課長
	商工観光課長
	建設課長
市民課長	

人権同和対策監
生活環境課長
税務課長
ほけん課長
福祉課長
長寿介護課長
健康推進課長
医療介護連携室長
子育て支援課長
会計課長
上下水道課長
学校教育課長
教育指導監
社会教育課長
スポーツ振興課長
議会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長
市立病院事務部長
須木庁舎 須木総合支所長
〃 地域振興課長
〃 住民生活課長
〃 地域整備課長
〃 農業委員会須木分室長
〃 教育委員会須木分室長

	野尻庁舎 野尻総合支所長
	// 地域振興課長
	// 住民生活課長
	// 地域整備課長
	// 農業委員会野尻分室長
	// 教育委員会野尻分室長

別表第2（第6条関係）

幹事長	人権同和対策監
幹事	総務課長が推薦する主幹
	管財課長が推薦する主幹
	企画政策課長が推薦する主幹
	地方創生課長が推薦する主幹
	市民課長が推薦する主幹
	福祉課長が推薦する主幹
	長寿介護課長が推薦する主幹
	健康推進課長が推薦する主幹
	子育て支援課長が推薦する主幹
	学校教育課指導主事
	学校教育課長が推薦する主幹
	社会教育課長が推薦する主幹
	須木庁舎住民生活課長が推薦する主幹
	野尻庁舎住民生活課長が推薦する主幹

小林市人権教育・啓発推進方針策定懇話会設置要綱

平成 28 年 10 月 1 日小林市告示第 277 号

(設置)

第 1 条 本市の人権教育及び人権啓発に関する施策を充実させることを目的とした小林市人権教育・啓発推進方針（以下「方針」という。）を策定するに当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、小林市人権教育・啓発推進方針策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、方針の策定に関し意見を述べる。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に係る公共的団体その他の団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から方針の策定完了の日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴

くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

小林市人権教育・啓発推進方針策定懇話会委員名簿

任期 令和3年12月24日～令和4年3月31日

分野別等	氏 名	所属機関・団体等
学校教育部門	谷口 千尋	小林市小中学校校長会
社会教育部門	吉春 俊一	小林市社会教育指導員
人権擁護部門	椎原 えい子	都城人権擁護委員協議会 小林市・西諸支部会
保健部門	松下 直樹	小林保健所
企業部門	橋満 良三	小林商工会議所
女性部門	今村 礼子	小林市男女共同参画審議会
障がい者部門	早田 孝信	あかつき福祉協会
高齢者部門	岩元 讓	小林市友愛クラブ連合会
外国人部門	シュルト アントニア	小林市国際交流員
同和問題部門	今川 ひとみ	部落差別をなくす小林市民会議
更生保護部門	岩下 由美	小林地区更生保護女性会
社会福祉部門	大牟田 博昭	小林市社会福祉協議会
自治部門	中村 祐一	小林市区長会(南西二区)
	河野 雄二	小林市区長会(永田区)
	大畑 孝壹	小林市区長会(野尻4区)

令和2年度小林市人権同和問題
市民意識調査（アンケート）結果

令和2年度 小林市人権同和問題市民意識調査(アンケート)結果

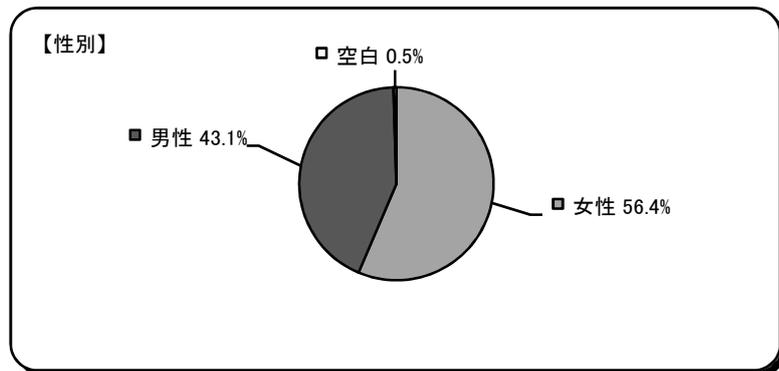
【アンケート依頼数： 1,750名】

【アンケート回答数： 837名】

【アンケート回収率： 47.83%】

あなたの性別を選んでください。

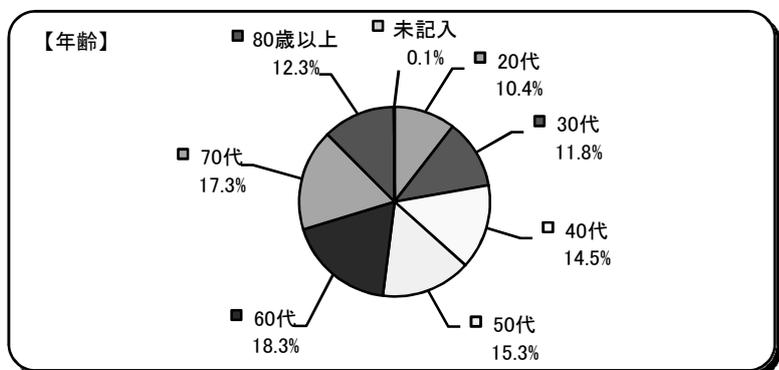
	回答数	%
1 女性	472	56.4
2 男性	361	43.1
3 空白	4	0.5
計	837	100



男性よりも女性からの回答が多く過半数を超えています。

あなたの年齢を選んでください。

	回答数	%
1 20代	87	10.4
2 30代	99	11.8
3 40代	121	14.5
4 50代	128	15.3
5 60代	153	18.3
6 70代	145	17.3
7 80歳以上	103	12.3
8 未記入	1	0.1
計	837	100

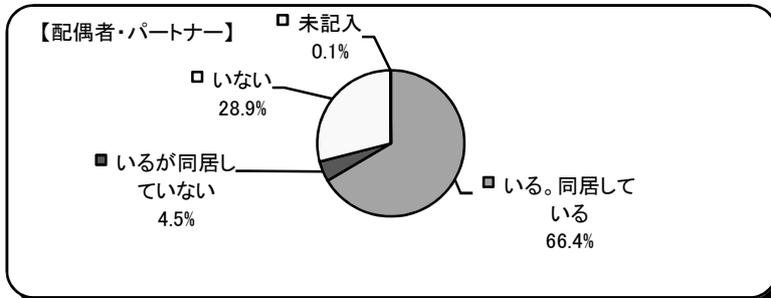


回答いただいた人の年齢は、60代が18.3%と最も多い結果となりました。

令和2年度 小林市人権同和問題市民意識調査(アンケート)結果

配偶者・パートナーがいらっしゃいますか

		回答数	%
1	いる。同居している	556	66.4
2	いるが同居していない	38	4.5
3	いない	242	28.9
4	未記入	1	0.1
計		837	100

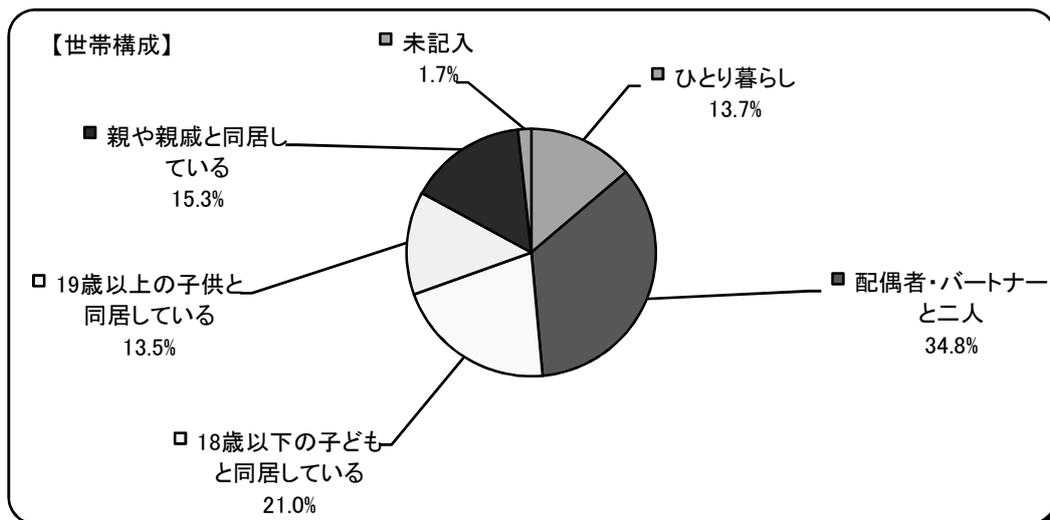


非同居の方も含め、7割以上の方に配偶者・パートナーがいらっしゃいます。

あなたの世帯構成を教えてください。

		回答数	%
1	ひとり暮らし	121	13.7
2	配偶者・パートナーと二人	307	34.8
3	18歳以下の子供と同居している	185	21.0
4	19歳以上の子供と同居している	119	13.5
5	親や親戚と同居している	135	15.3
10	未記入	15	1.7
計		882	100

※世帯構成により、複数の選択肢に該当する場合があります。



単身世帯と配偶者等との二人世帯でおよそ半数を占めており、世帯人数の減少が伺えます。

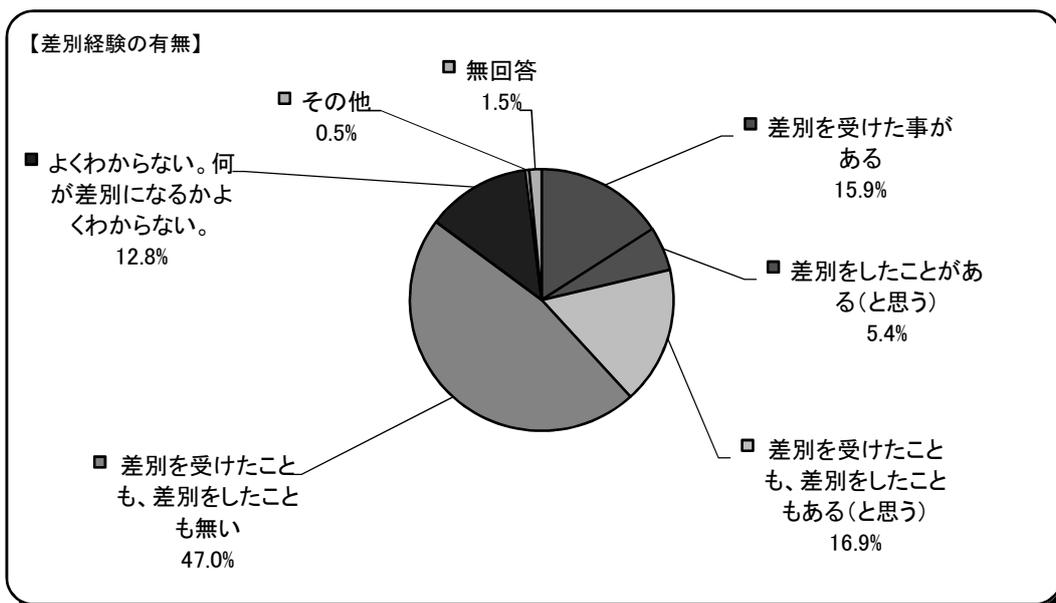
令和2年度 小林市人権同和問題市民意識調査(アンケート)結果

I 人権侵害(差別)について、お聞きします。

問1 あなたは、今までに自分が差別を受けた、または差別をしたことがありますか。(○は1つ)

	回答数	%
1 差別を受けた事がある	134	15.9
2 差別をしたことがある(と思う)	46	5.4
3 差別を受けたことも、差別をしたこともある(と思う)	143	16.9
4 差別を受けたことも、差別をしたことも無い	397	47.0
5 よくわからない。何が差別になるかよくわからない。	108	12.8
6 その他	4	0.5
0 無回答	13	1.5
計	845	100

※選択肢は択一ですが、読み取れる範囲で複数回答も集計しています。



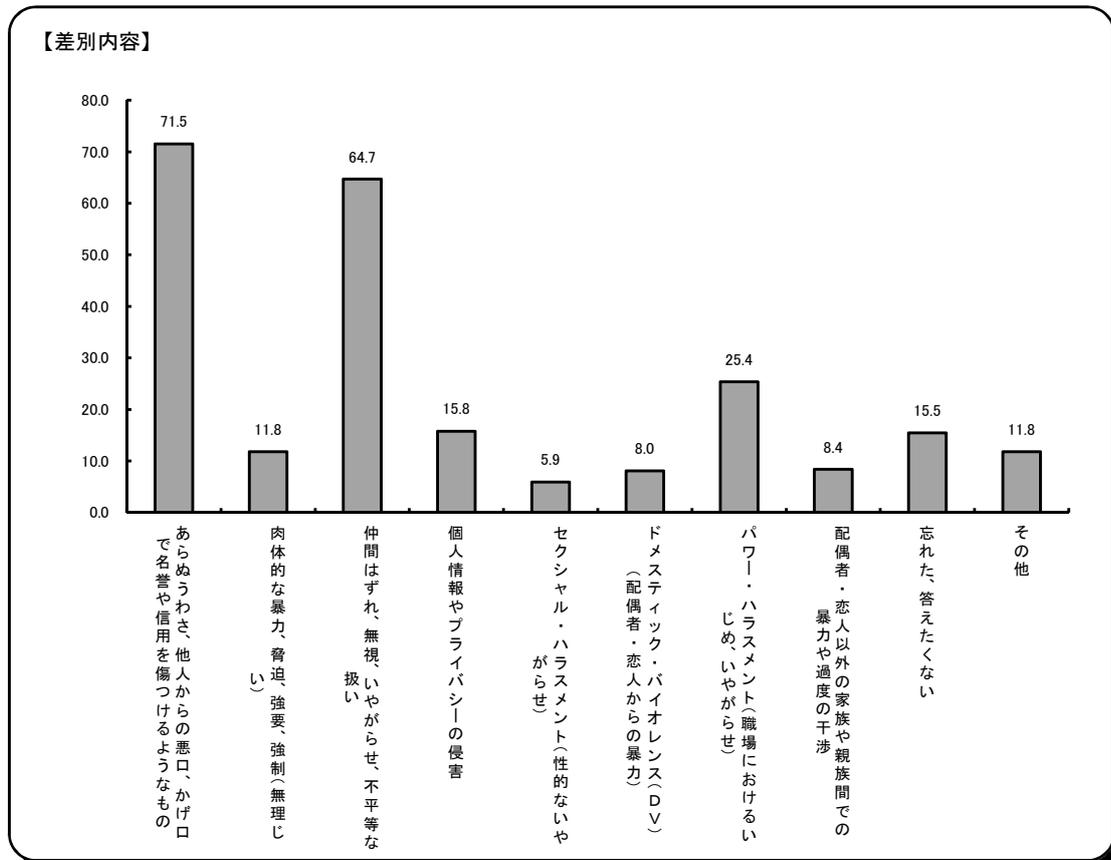
約半数の方が差別経験が無いと回答する一方、12.8%の方がよくわかっていないと回答しました。

令和2年度 小林市人権同和問題市民意識調査(アンケート)結果

問2 あなたが受けた、またはあなたがしてしまった人権侵害(差別)はどのようなものでしたか。(複数回答可)

	回答数	%
1 あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口で名誉や信用を傷つけるようなもの	231	71.5
2 肉体的な暴力、脅迫、強要、強制(無理じい)	38	11.8
3 仲間はずれ、無視、いやがらせ、不平等な扱い	209	64.7
4 個人情報やプライバシーの侵害	51	15.8
5 セクシャル・ハラスメント(性的ないやがらせ)	19	5.9
6 ドメスティック・バイオレンス(DV)(配偶者・恋人からの暴力)	26	8.0
7 パワー・ハラスメント(職場におけるいじめ、いやがらせ)	82	25.4
8 配偶者・恋人以外の家族や親族間での暴力や過度の干渉	27	8.4
9 忘れた、答えたくない	50	15.5
10 その他	38	11.8
計	771	

※問1の回答が1～3であった323人を母数とします。



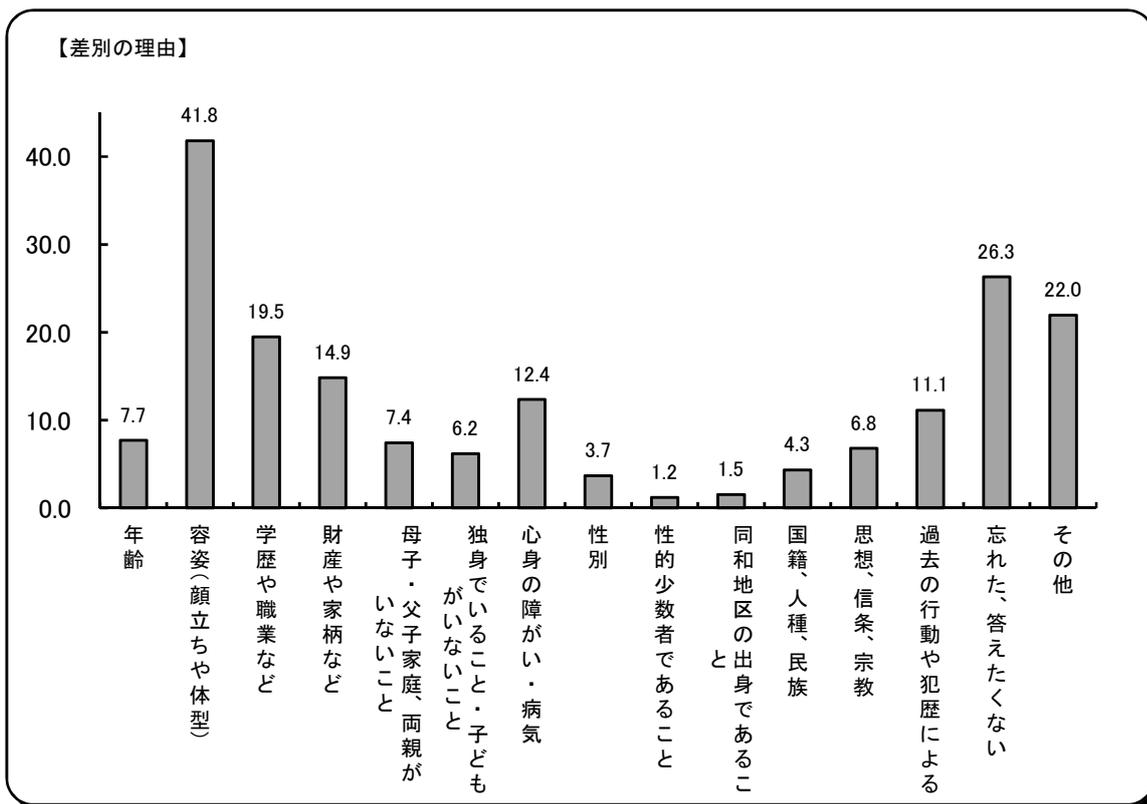
1番の「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が7割以上と最も多く、3番「仲間はずれ、無視、いやがらせ」が多く回答されています。また、パワーハラスメントの回答が増加しています。

令和2年度 小林市人権同和問題市民意識調査(アンケート)結果

問3 あなたが受けた、またはしてしまった人権侵害(差別)はどんな理由によるものでしたか。(複数回答可)

	回答数	%
1 年齢	25	7.7
2 容姿(顔立ちや体型)	135	41.8
3 学歴や職業など	63	19.5
4 財産や家柄など	48	14.9
5 母子・父子家庭、両親がいないこと	24	7.4
6 独身でいること・子どもがいないこと	20	6.2
7 心身の障がい・病気	40	12.4
8 性別	12	3.7
9 性的少数者であること	4	1.2
10 同和地区の出身であること	5	1.5
11 国籍、人種、民族	14	4.3
12 思想、信条、宗教	22	6.8
13 過去の行動や犯歴による	36	11.1
14 忘れた、答えたくない	85	26.3
15 その他	71	22.0
計	604	

※問1の回答が1～3であった323人を母数とします。



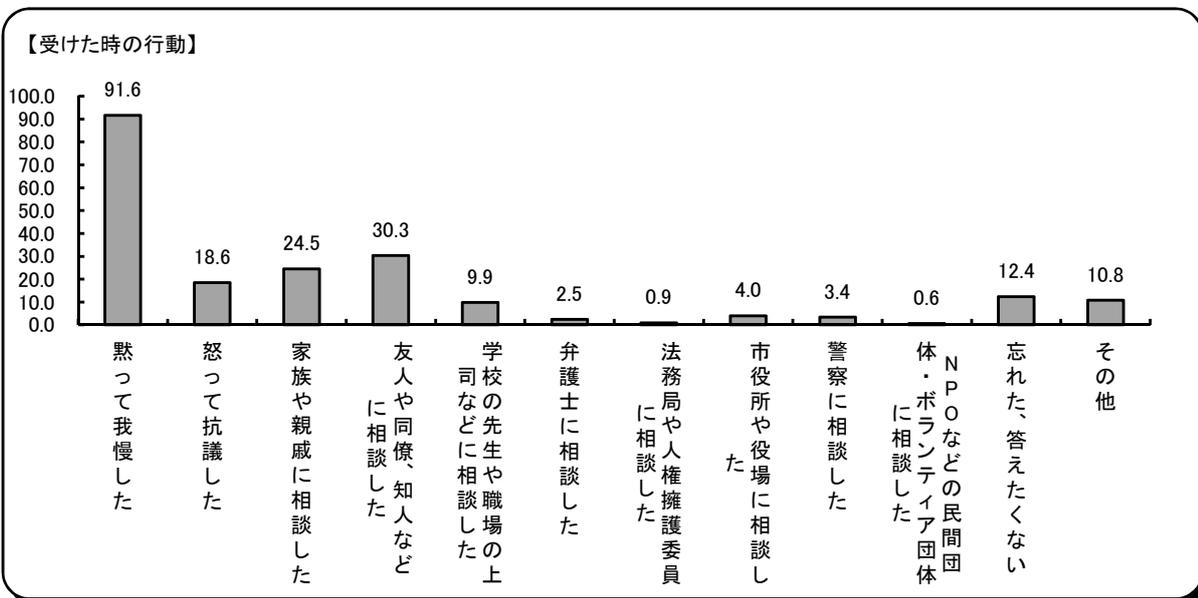
2番の「容姿」が41.8%と最も多く回答がありました。また、「忘れた、答えたくない」の回答が26.3%もあり、精神面の負担が大きいのではないかと推測されます。

令和2年度 小林市人権同和問題市民意識調査(アンケート)結果

問4 あなたが人権侵害(差別)を受けた時、どのように行動しましたか。また、あなたが差別をしてしまったとき、相手はどうしたとおもいますか。(複数回答可)

	回答数	%
1 黙って我慢した	296	91.6
2 怒って抗議した	60	18.6
3 家族や親戚に相談した	79	24.5
4 友人や同僚、知人などに相談した	98	30.3
5 学校の先生や職場の上司などに相談した	32	9.9
6 弁護士に相談した	8	2.5
7 法務局や人権擁護委員に相談した	3	0.9
8 市役所や役場に相談した	13	4.0
9 警察に相談した	11	3.4
10 NPOなどの民間団体・ボランティア団体に相談した	2	0.6
11 忘れた、答えたくない	40	12.4
12 その他	35	10.8
計	677	

※問1の回答が1～3であった323人を母数とします。



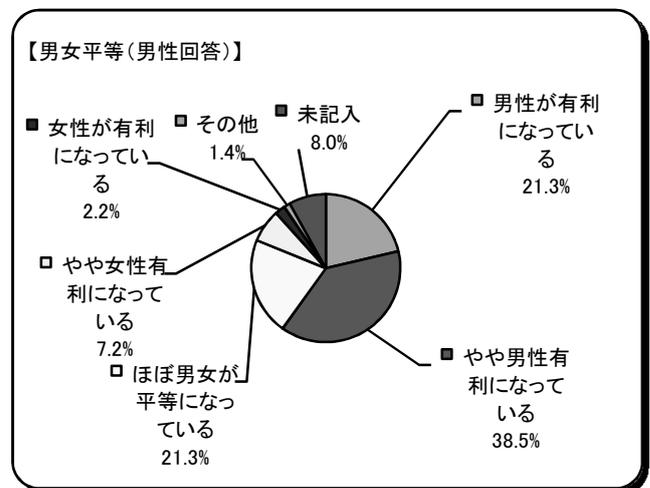
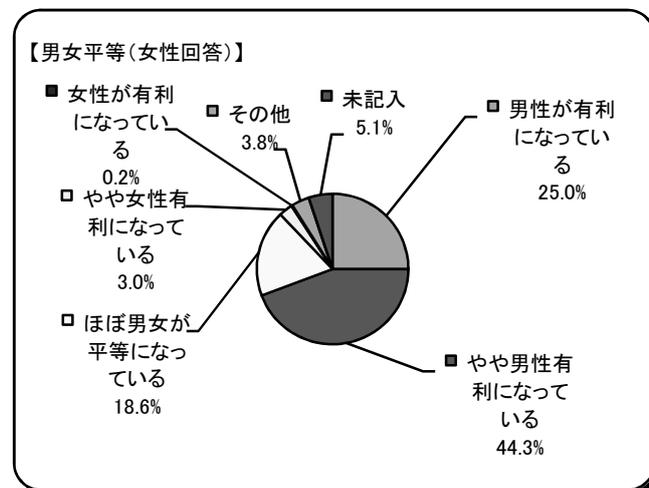
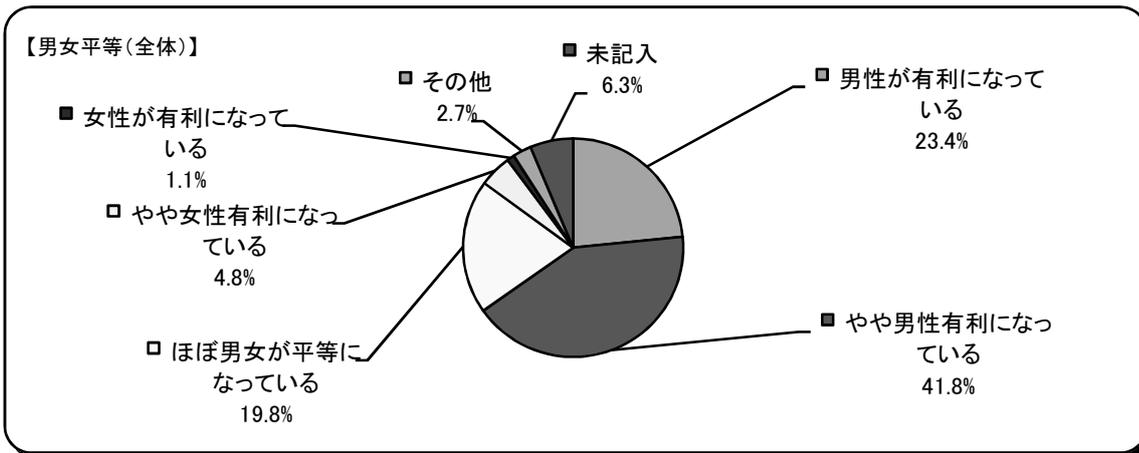
1番の「黙って我慢した」方が90%以上と大多数であり、友人や家族、学校の先生等の身近な人に相談した方が一定数ある事に対して、弁護士や市役所等の機関に相談したケースは少数に留まっています。

II 女性に関する人権問題について、お聞きします。

問5 あなたから見て、今の社会は男女の権利が平等でしょうか。

(1) 今の社会は、どちらに有利だと感じますか。もっとも近いものに○印をつけて下さい。

		回答全体		女性回答		男性回答	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
1	男性が有利になっている	196	23.4	118	25.0	77	21.3
2	やや男性有利になっている	350	41.8	209	44.3	139	38.5
3	ほぼ男女が平等になっている	166	19.8	88	18.6	77	21.3
4	やや女性有利になっている	40	4.8	14	3.0	26	7.2
5	女性が有利になっている	9	1.1	1	0.2	8	2.2
6	その他	23	2.7	18	3.8	5	1.4
7	未記入	53	6.3	24	5.1	29	8.0
計		837	100	472	100	361	100

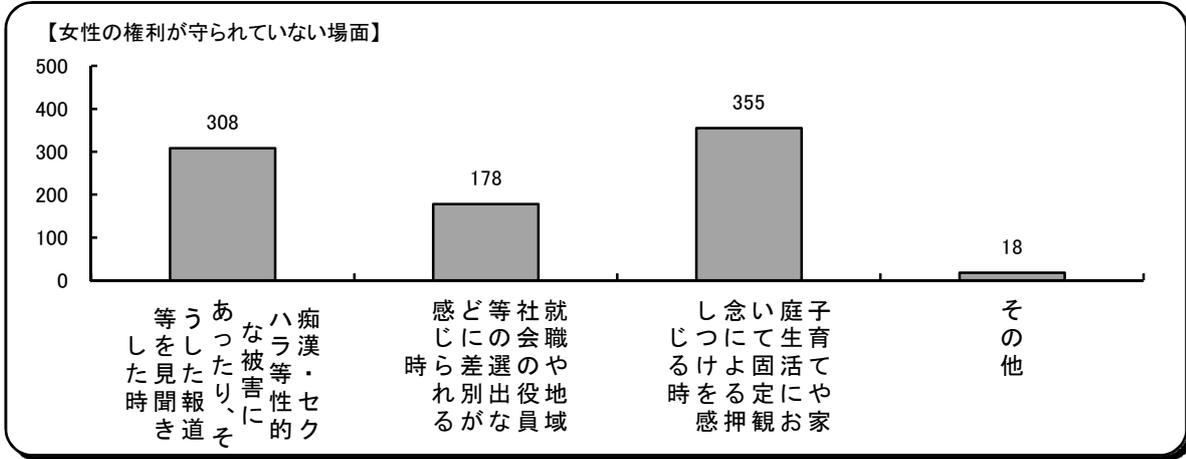


全体的に、男性が有利となっている感覚が強くなっています。傾向的には男性・女性の回答に大きな差異は見られませんが、異性の方が有利と思っている割合が双方に見えています。特に、女性の回答においては女性が有利になっているという回答が併せても3.2%に留まっています。

(2) どんな時に、女性の権利が守られていないと感じますか。(複数回答可)

	回答数	%
1 痴漢・セクハラ等性的な被害にあったり、そうした報道等を見聞きした時	308	36.8
2 就職や地域社会の役員等の選出などに差別が感じられる時	178	21.3
3 子育てや家庭生活において固定観念による押しつけを感じる時	355	42.4
4 その他	18	2.2
計	859	

%=回答者837名の選択割合

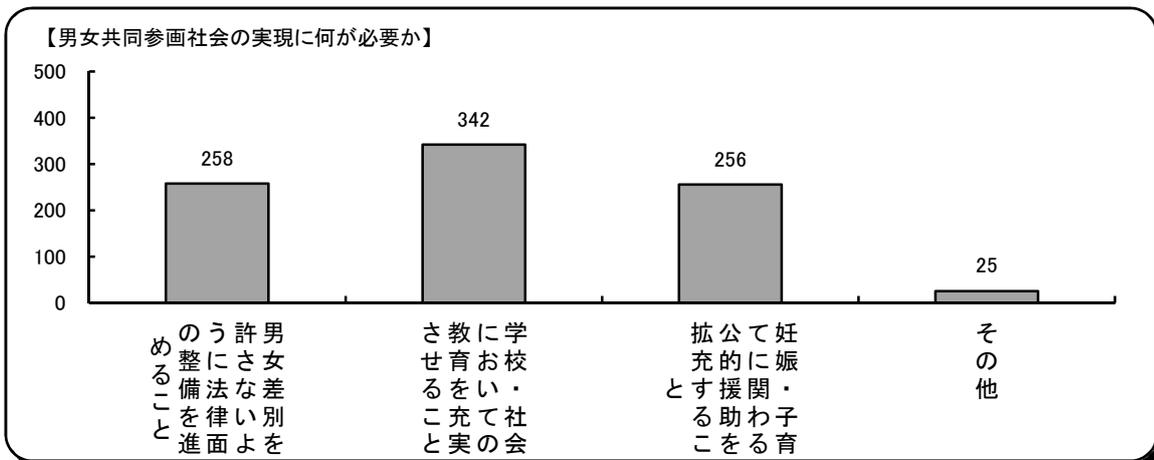


3番の「子育てや家庭生活において固定観念による押しつけを感じる時」が42.4%と最も多く、1番の「痴漢・セクハラ等性的な被害にあったり、そうした報道を見聞きした時」の36.8%が続いて選択されています。

(3) 男女共同参画社会の実現を目指すとき、何が必要になるでしょうか。(複数回答可)

	回答数	%
1 男女差別を許さないように法律面の整備を進めること	258	30.8
2 学校・社会における教育を充実させること	342	40.9
3 妊娠・子育てに関わる公的援助を拡充すること	256	30.6
4 その他	25	3.0
計	881	

%=回答者837名の選択割合



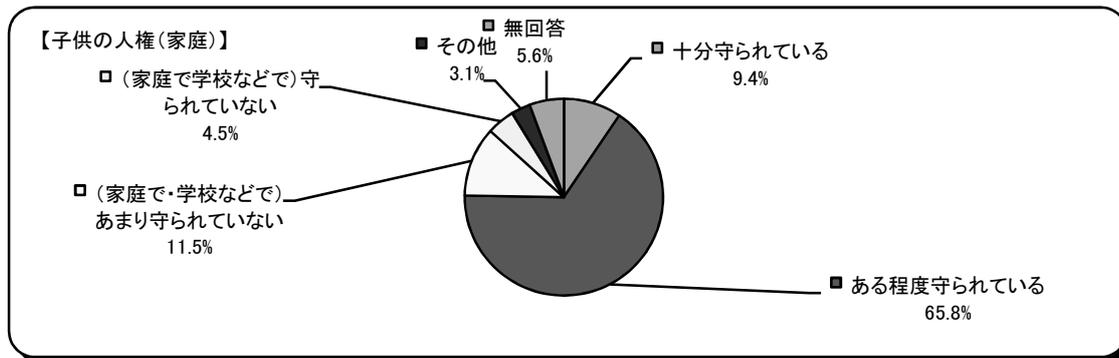
2番の「学校・社会における教育を充実させること」が40.9%と最も多く選択されていますが、1番の「法律面の整備」や3番の「公的援助の充実」も30%以上選択されており、各方面における推進が必要と考えられている状況が伺えます。

Ⅲ 子どもに関する人権問題について、お聞きします。

(注「子ども」:子どもの権利条約に基づいて、18歳未満すべてをいいます)

問6 あなたから見て、今、子どもの人権が守られていると思いますか。

	回答数	%
1 十分守られている	79	9.4
2 ある程度守られている	551	65.8
3 (家庭で・学校などで)あまり守られていない	96	11.5
4 (家庭で学校などで)守られていない	38	4.5
5 その他	26	3.1
6 無回答	47	5.6
計	837	94

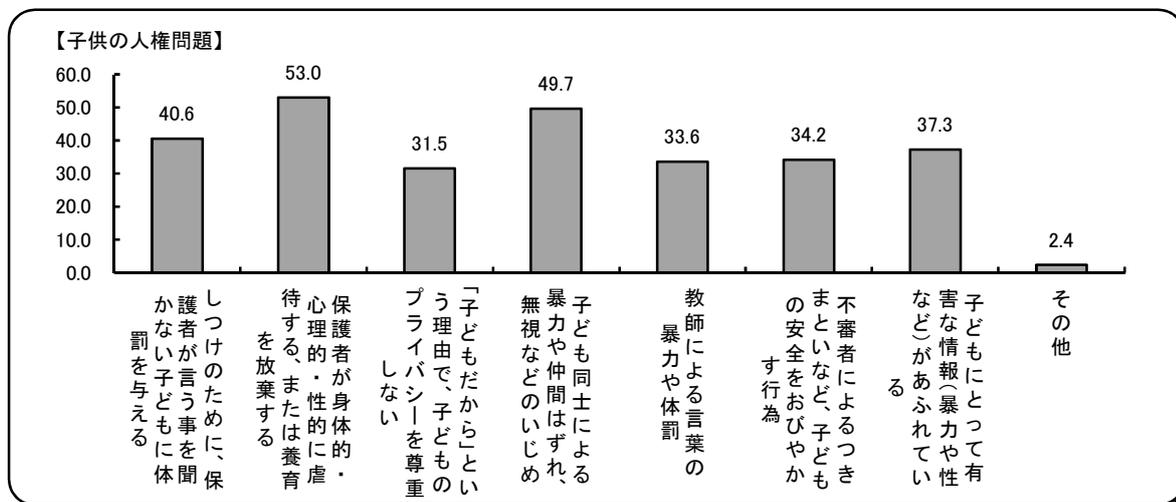


1番の「十分守られている」9.4%、2番の「ある程度守られている」が65.8%と一定の保護を感じている方が多数です。しかしながら、世代間の差異について検証が必要と考えられます。

問7 「子ども」に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

	回答数	%
1 しつけのために、保護者が言う事を聞かない子どもに体罰を与える	340	40.6
2 保護者が身体的・心理的・性的に虐待する、または養育を放棄する	444	53.0
3 「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しない	264	31.5
4 子ども同士による暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ	416	49.7
5 教師による言葉の暴力や体罰	281	33.6
6 不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為	286	34.2
7 子どもにとって有害な情報(暴力や性など)があふれている	312	37.3
8 その他	20	2.4
計	2,363	

% = 回答者837名の選択割合



1番、2番のいわゆるDVIに該当する問題が多く選択されています。また、子ども同士でのいじめ問題も半数近くの方が問題視しており、深く懸念されている状況が伺えます。全体的に広く問題視されている回答が多数ありました。

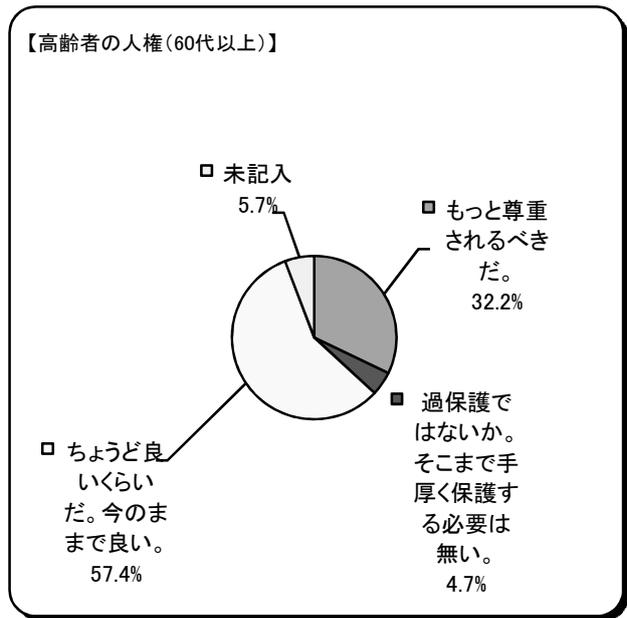
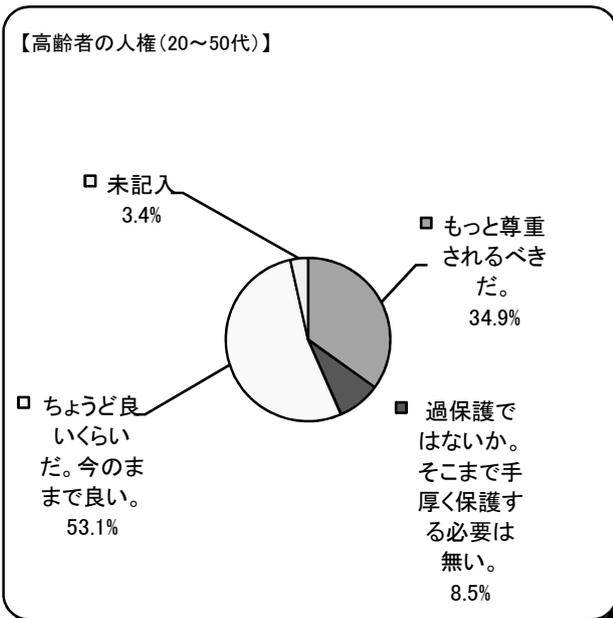
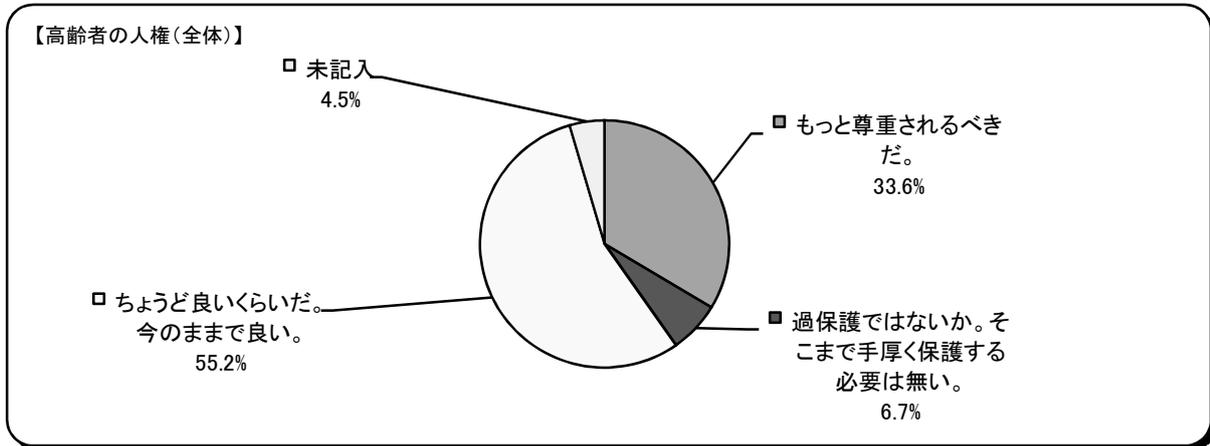
IV 高齢者に関する人権問題について、お聞きします。

問8 あなたから見て、今の社会で高齢者がおかれている状況について、人権が保証されていると思いますか。

(1) 社会や行政は高齢者の人権に対してどう対応すべきだと思いますか。

		全体		20～50代		60代以上	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
1	もっと尊重されるべきだ。	281	33.6	152	34.9	129	32.2
2	過保護ではないか。そこまで手厚く保護する必要は無い。	56	6.7	37	8.5	19	4.7
3	ちょうど良いくらいだ。今のままで良い。	462	55.2	231	53.1	230	57.4
4	未記入	38	4.5	15	3.4	23	5.7
計		837	100	435	100	401	100

※年代の記載が無い回答有り

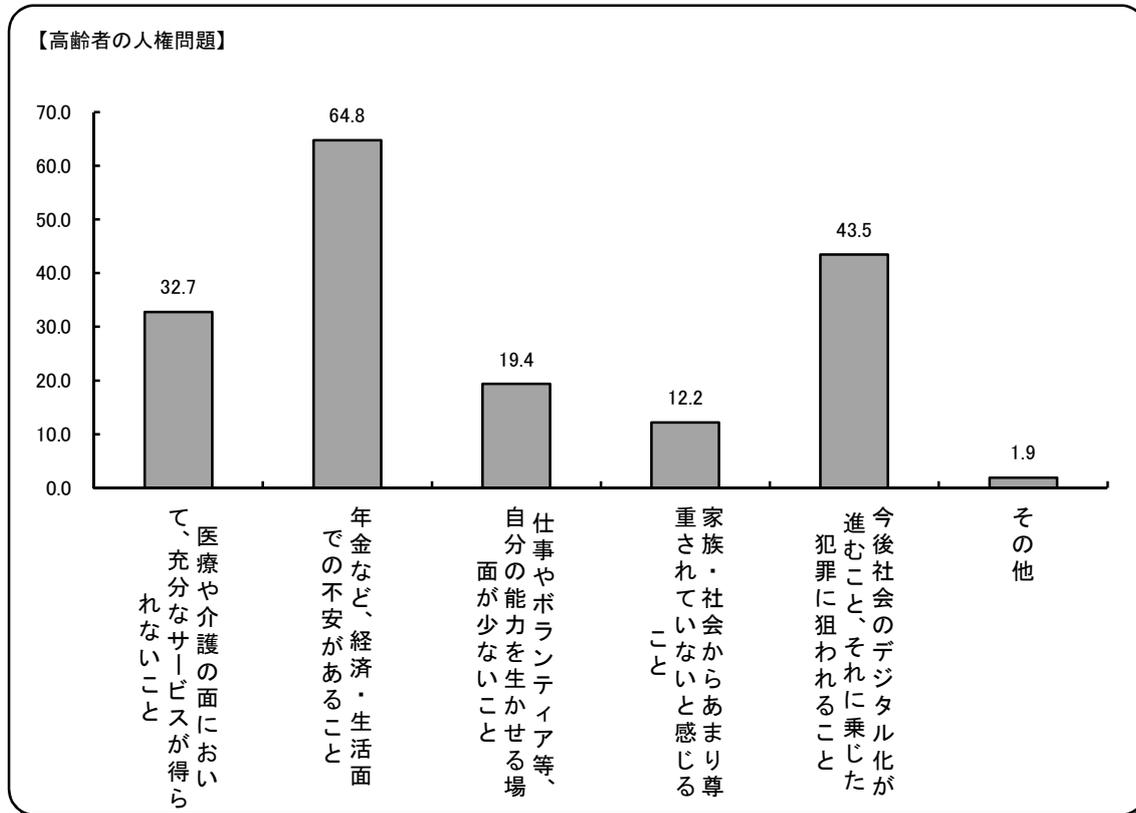


あまり大きくはありませんが、世代間の差異が若干見受けられます。半数を超える程度の回答が「ちょうどよい程度」と回答しています。

(2) 高齢者の人権に対して、問題になるのはどのような事でしょうか。(複数回答可)

	回答数	%
1 医療や介護の面において、十分なサービスが得られないこと	274	32.7
2 年金など、経済・生活面での不安があること	542	64.8
3 仕事やボランティア等、自分の能力を生かせる場が少ないこと	162	19.4
4 家族・社会からあまり尊重されていないと感じること	102	12.2
5 今後社会のデジタル化が進むこと、それに乘じた犯罪に狙われること	364	43.5
6 その他	16	1.9
計	1,460	

%=回答者837名の選択割合



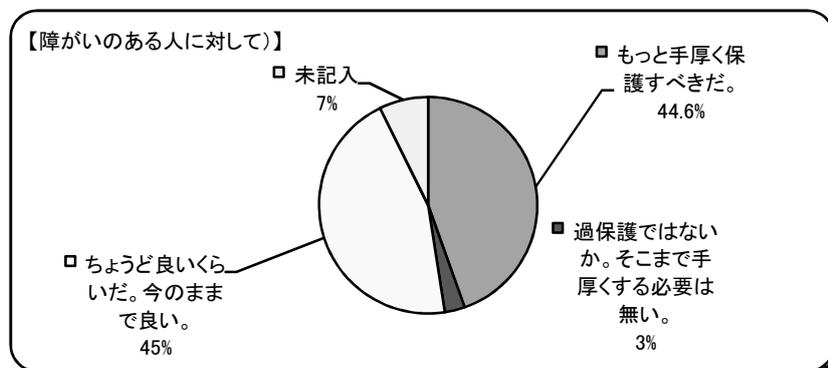
2番の「経済・生活面の不安」が64.8%と最多であり、5番の「デジタル化への不安」が43.5%と強く懸念されています。

V 障がいのある人に関する人権問題について、お聞きます。

問9 あなたから見て、今の社会で障がいのある人がおかれている状況について、人権が保障されていると思いますか

(1) 社会や行政は障がい者の人権に対してどう対応すべきだと思いますか。

	回答数	%
1 もっと手厚く保護すべきだ。	373	44.6
2 過保護ではないか。そこまで手厚くする必要は無い。	25	3.0
3 ちょうど良いくらいだ。今のままで良い。	378	45.2
4 未記入	61	7.3
計	837	100

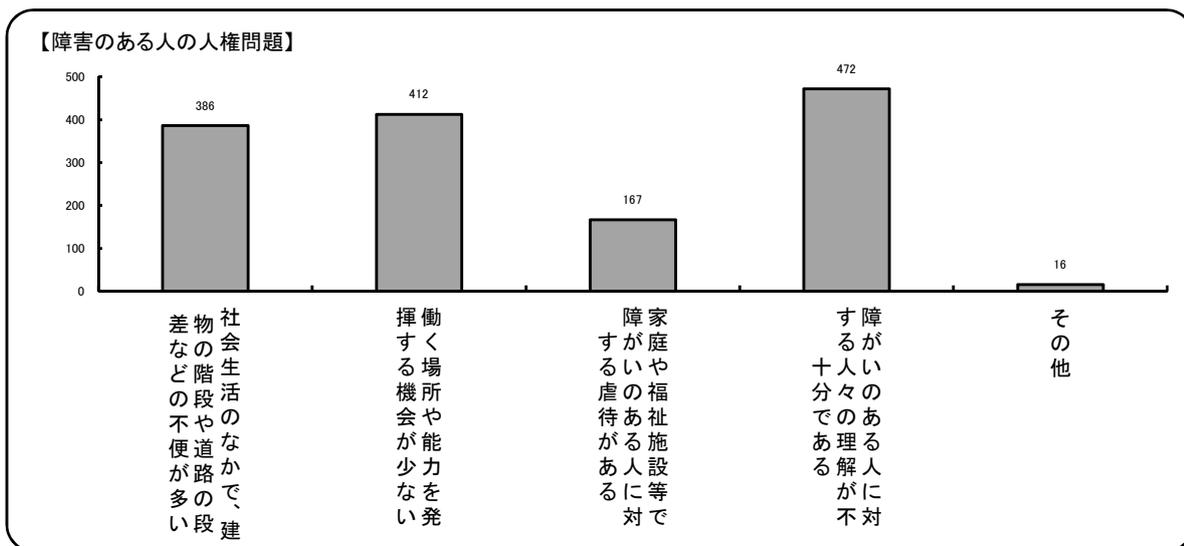


「もっと手厚く保護すべき」と感じている方と「ちょうど良いくらい」と考えている方がそれぞれ4割を超えています。

(2) 障がいのある人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答可)

	回答数	%
1 社会生活のなかで、建物の階段や道路の段差などの不便が多い	386	46.1
2 働く場所や能力を発揮する機会が少ない	412	49.2
3 家庭や福祉施設等で障がいのある人に対する虐待がある	167	20.0
4 障がいのある人に対する人々の理解が不十分である	472	56.4
5 その他	16	1.9
計	1,453	

% = 回答者837名の選択割合

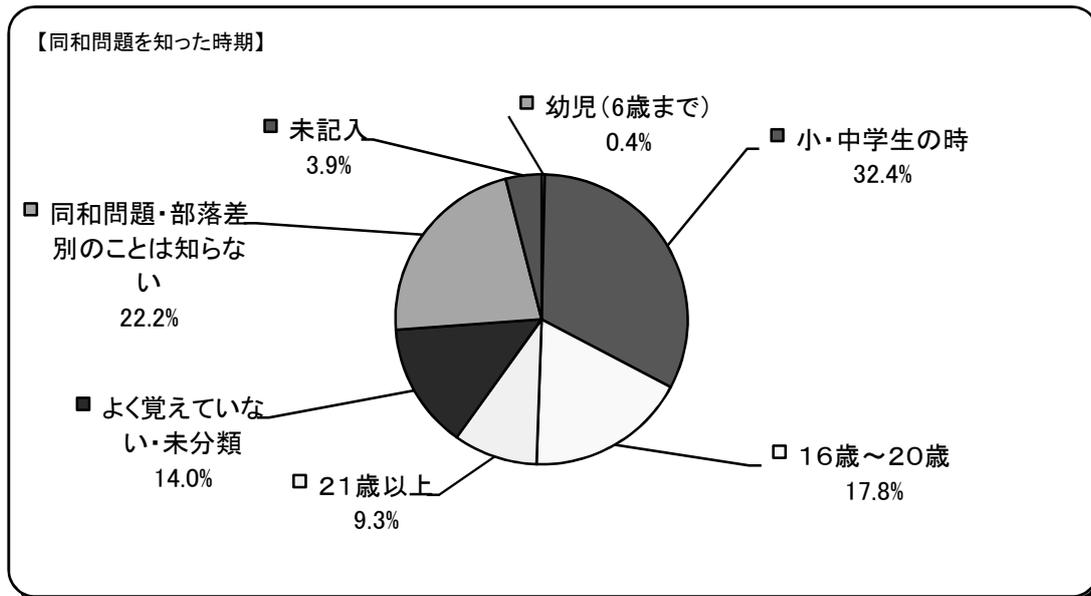


4番の「障がいのある人に対する人々の理解が不十分である」が半数以上の方から選択されています。また、「働く場所」や「段差等の不便」等社会生活への不安が4割を超えています。

VI 同和問題(部落差別問題)について、お聞きします。

問10 あなたは、「同和問題」や「部落差別」などと言われる問題があること知っていますか。
知っている場合、初めて知ったのは何歳くらいの時ですか。

		回答数	%
1-1	幼児(6歳まで)	3	0.4
1-2	小・中学生の時	271	32.4
1-3	16歳～20歳	149	17.8
1-4	21歳以上	78	9.3
1-5	よく覚えていない・未分類	117	14.0
2	同和問題・部落差別のことは知らない	186	22.2
3	未記入	33	3.9
計		837	96

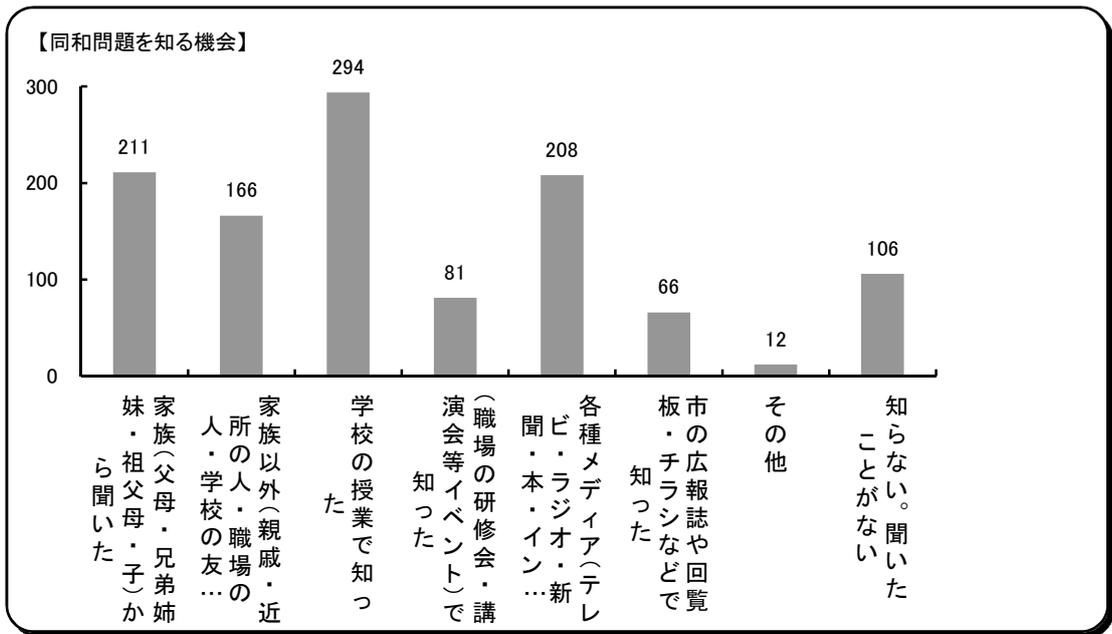


最も多かったのが「小・中学生の時」で、32.4%であり、全体の半数は20歳までに知ったと回答しています。一方、今まで「同和問題・部落差別のことは知らない」と22.2%が回答しています。年代によって異なりますが、義務教育のなかでの学習によって問題を知る機会を得るケースが多数と考えられます。

問11 「同和問題」や「部落差別」について、どこから知ることができましたか。(あてはまる全てに回答)

		回答数	%※
1	家族(父母・兄弟姉妹・祖父母・子)から聞いた	211	26.2
2	家族以外(親戚・近所の人・職場の人・学校の友達・友人)から聞いた	166	20.6
3	学校の授業で知った	294	36.6
4	(職場の研修会・講演会等イベント)で知った	81	10.1
5	各種メディア(テレビ・ラジオ・新聞・本・インターネット)で知った	208	25.9
6	市の広報誌や回覧板・チラシなどで知った	66	8.2
7	その他	12	1.5
8	知らない。聞いたことがない	106	13.2
計		1,144	

※問10が未回答であった33名を除き、804名による選択割合となります。

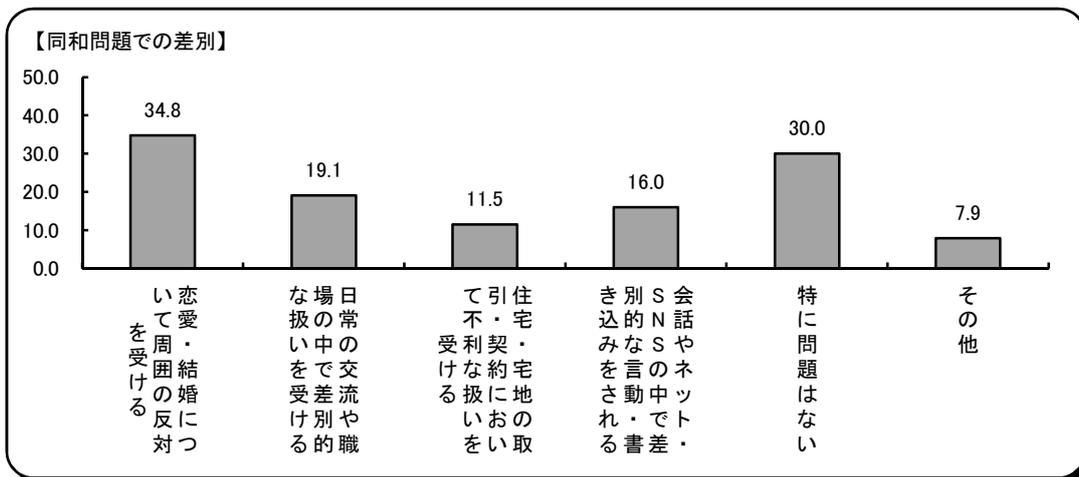


従来の調査同様、「学校の授業で知った」という回答が最も多くありますが、「各種メディア」から知ったケースが増加しています。公共放送での紹介機会が少ないことから、インターネットで知る機会が増えていると推測されます。但し、メディアとしての信憑性が充分担保されているとは言えないため、注意を要します。

問12 あなたは、同和問題(部落差別問題)に関して、現在、どのような人権侵害(差別)がおきていると思いますか。(複数回答可)

		回答数	%
1	恋愛・結婚について周囲の反対を受ける	291	34.8
2	日常の交流や職場の中で差別的な扱いを受ける	160	19.1
3	住宅・宅地の取引・契約において不利な扱いを受ける	96	11.5
4	会話やネット・SNSの中で差別的な言動・書き込みをされる	134	16.0
5	特に問題はない	251	30.0
6	その他	66	7.9
計		998	

%＝全回答者837名の選択割合

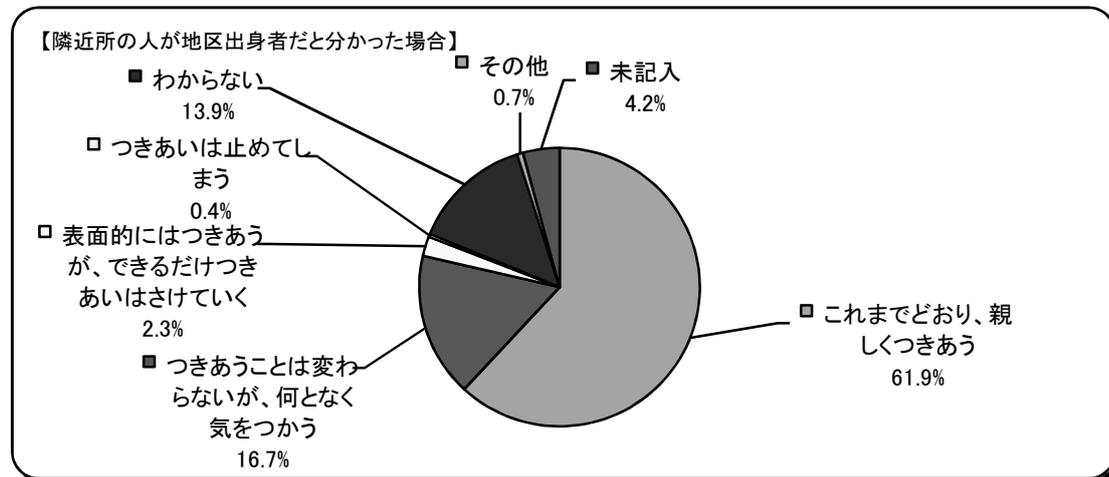


問題意識としては、1番の「恋愛・結婚問題」が34.8%と最多となり、以下、「日常の交流」、「会話やネットでの言動等」と続いています。一方、「特に問題はない」との回答が30.0%と高かったことについては、同和問題や部落差別などと言われる問題があるにもかかわらず問題意識が薄いことを示しており、啓発活動の強化検討する必要性が考えられます。

問13 あなたのお考えに最も近いものはどれですか。

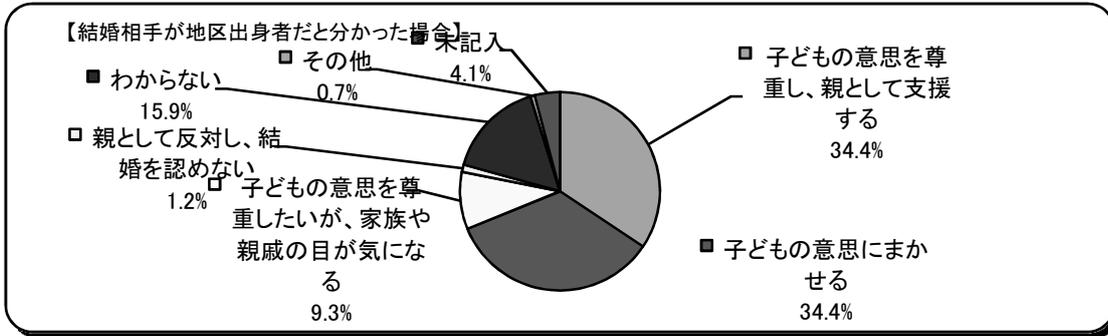
(1) 【仮に、日頃から親しくつきあっている隣近所の人が同和地区出身者だとわかった場合、あなたはどのようにしますか。

		回答数	%
1	これまでどおり、親しくつきあう	518	61.9
2	つきあうことは変わらないが、何となく気をつかう	140	16.7
3	表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく	19	2.3
4	つきあいは止めてしまう	3	0.4
5	わからない	116	13.9
6	その他	6	0.7
7	未記入	35	4.2
計		837	100



(2) 【仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区出身者であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(お子さんがいない方は、いると仮定してお答えください)】

		回答数	%
1	子どもの意思を尊重し、親として支援する	288	34.4
2	子どもの意思にまかせる	288	34.4
3	子どもの意思を尊重したいが、家族や親戚の目が気になる	78	9.3
4	親として反対し、結婚を認めない	10	1.2
5	わからない	133	15.9
6	その他	6	0.7
8	未記入	34	4.1
計		837	100

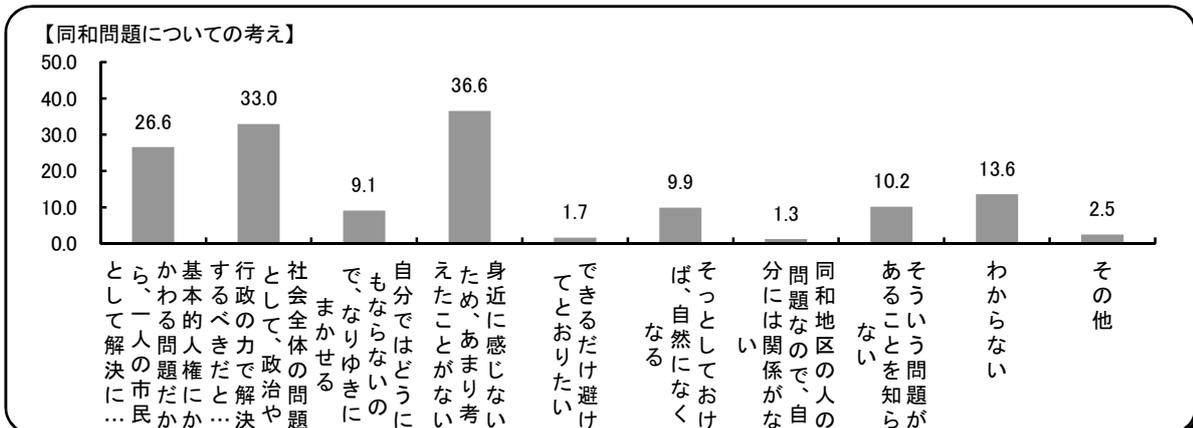


(1)については「これまでどおり、親しくつきあう」が6割以上と最多ですが、「何となく気を使う」と回答した方が16.7%あり、世間・周囲の意識には十分な理解がないと見受けられます。
 (2)「子どもの結婚」については、1番及び2番の「子どもの意志を尊重する」意見が同率で併せて2/3を超えています。一方「わからない」との回答が15.9%あり、内在的な忌避意識が見受けられます。

問14 あなたは、同和問題(部落差別問題)についてどのように考えますか。(複数回答可)

		回答数	%
1	基本的人権にかかわる問題だから、一人の市民として解決に取り組みたい	223	26.6
2	社会全体の問題として、政治や行政の力で解決すべきだと強く思う	276	33.0
3	自分ではどうにもならないので、なりゆきにまかせる	76	9.1
4	身近に感じないため、あまり考えたことがない	306	36.6
5	できるだけ避けてとおりたい	14	1.7
6	そっとしておけば、自然になくなる	83	9.9
7	同和地区の人の問題なので、自分には関係がない	11	1.3
8	そういう問題があることを知らない	85	10.2
9	わからない	114	13.6
10	その他	21	2.5
計		1,209	

% = 回答者837名の選択割合

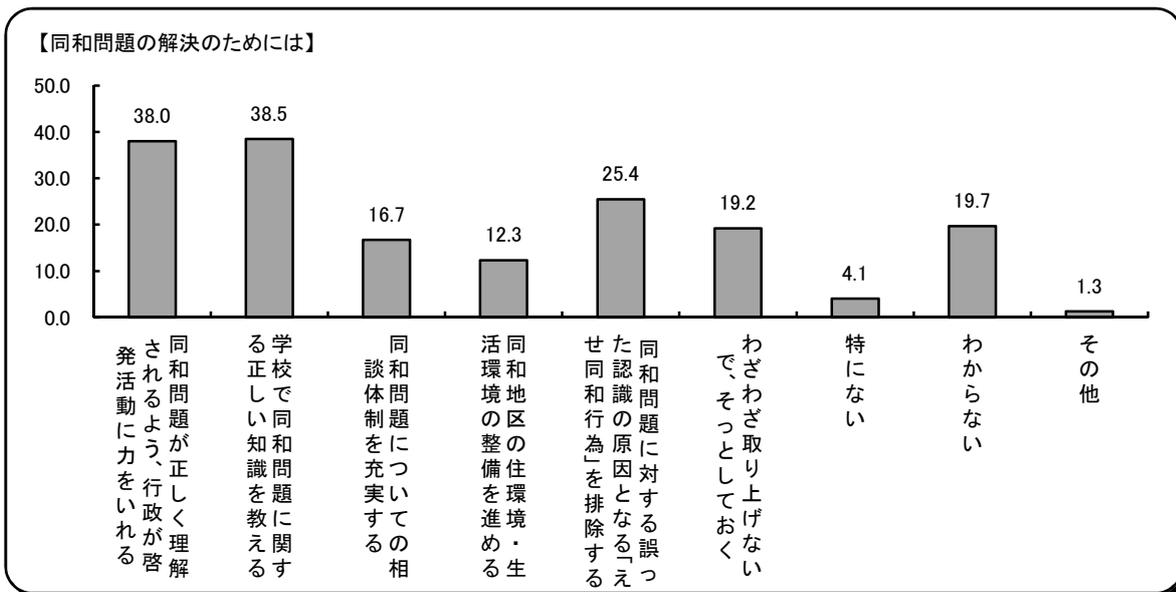


4番の「身近に感じないため、あまり考えたことがない」が36.6%と最も多く、2番の「政治や行政の力で解決すべき」、が続いています。一方、1番の「一人の市民として解決に取り組みたい」が26.6%と若干伸び悩みがあり、「そっとしておく」も9.9%と一定の回答があります。

問15 あなたは、同和問題(部落差別問題)を解決するためにはどのようなことをすればよいと思いますか。
(複数回答可)

		回答数	%
1	同和問題が正しく理解されるよう、行政が啓発活動に力をいれる	318	38.0
2	学校で同和問題に関する正しい知識を教える	322	38.5
3	同和問題についての相談体制を充実する	140	16.7
4	同和地区の住環境・生活環境の整備を進める	103	12.3
5	同和問題に対する誤った認識の原因となる「えせ同和行為」を排除する	213	25.4
6	わざわざ取り上げないで、そっとしておく	161	19.2
7	特にない	34	4.1
8	わからない	165	19.7
9	その他	11	1.3
計		1,467	

%=回答者837名の選択割合



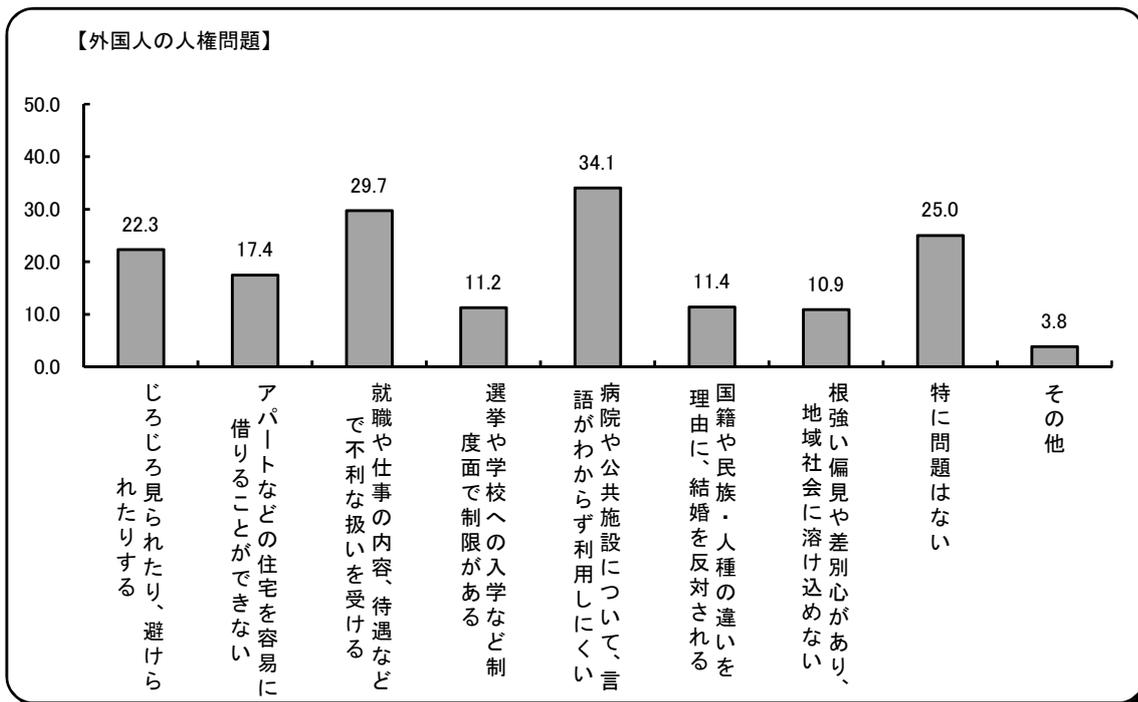
2番の「学校での教育」と1番の「行政の啓発活動」が多く回答されています。5番の「えせ同和行為の排除」も25.4%と重視されています。一方、「そっとしておく」、「わからない」も約2割選択されています。

Ⅶ 外国人・外国籍市民に関する人権問題について、お聞きします。

問16 外国人・外国籍市民に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。

	回答数	%
1 じろじろ見られたり、避けられたりする	187	22.3
2 アパートなどの住宅を容易に借りることができない	146	17.4
3 就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける	249	29.7
4 選挙や学校への入学など制度面で制限がある	94	11.2
5 病院や公共施設について、言語がわからず利用しにくい	285	34.1
6 国籍や民族・人種の違いを理由に、結婚を反対される	95	11.4
7 根強い偏見や差別心があり、地域社会に溶け込めない	91	10.9
8 特に問題はない	209	25.0
9 その他	32	3.8
計	1,388	

%＝回答者837名の選択割合



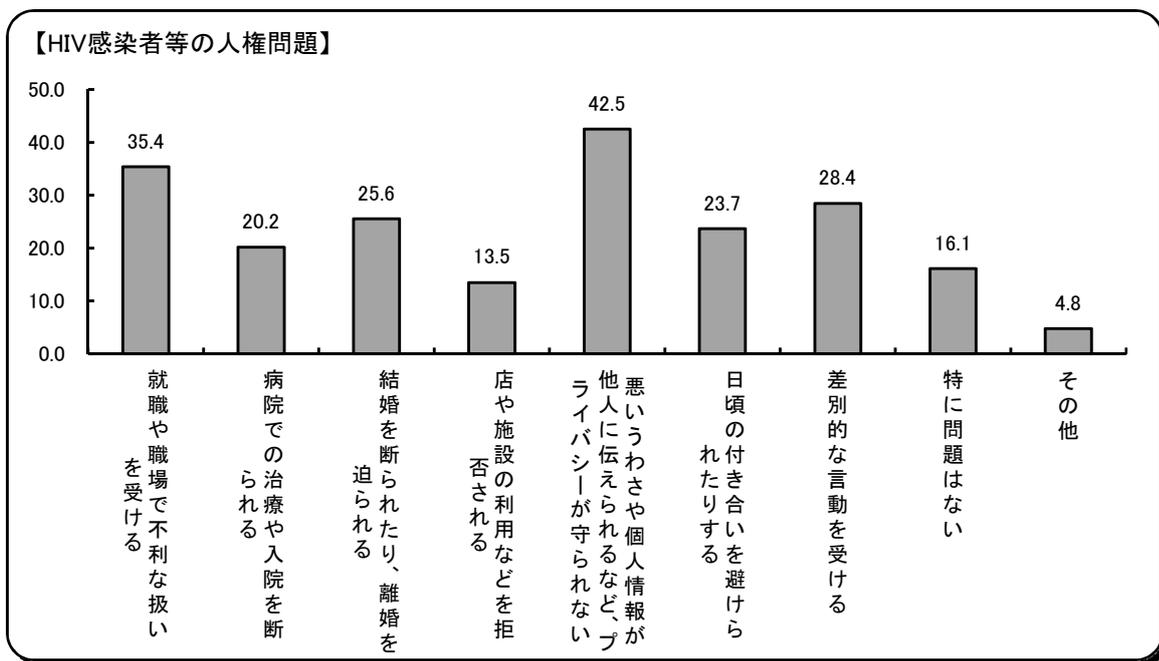
「病院や公共施設の利用」が34.1%と最も多く、ユニバーサルデザイン等への対応が不十分である状況が見えています。就職・仕事面の経済面に直結する問題の他、視線や敬遠(22.3%)や偏見や差別心(10.9%)の問題も一定の回答が出ています。

Ⅷ HIV感染者・ハンセン病患者に関する人権問題について、お聞きします。

問17 HIV(エイズウイルス)感染者やハンセン病患者・回復者に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答可)

	回答数	%
1 就職や職場で不利な扱いを受ける	296	35.4
2 病院での治療や入院を断られる	169	20.2
3 結婚を断られたり、離婚を迫られる	214	25.6
4 店や施設の利用などを拒否される	113	13.5
5 悪いうわさや個人情報が他人に伝えられるなど、プライバシーが守られない	356	42.5
6 日頃の付き合いを避けられたりする	198	23.7
7 差別的な言動を受ける	238	28.4
8 特に問題はない	135	16.1
9 その他	40	4.8
計	1,759	

%=回答者837名の選択割合



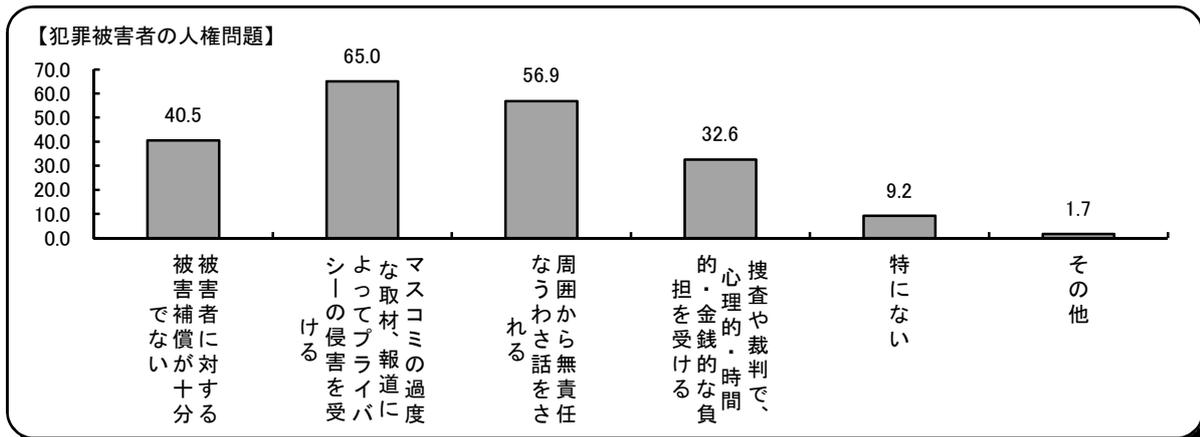
「うわさ・プライバシーに関する懸念」が42.5%と最も多く、「差別的な言動」(28.4%)のように日常生活の交流のみならず「就職・職場」(35.4%)等の経済生活に直結する問題等広い分野にわたった問題が意識されています。また、新型コロナウイルス等疾病・疾患については新しい問題も次々に発生していることから、人権意識に加えて科学的根拠の有無等の理性的な判断を求めていくべき問題と言えます。

IX 犯罪被害者に関する人権問題について、お聞きします。

問18 犯罪被害者(犯罪によって被害を受けた人、及び家族)に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○複数回答可)

	回答数	%
1 被害者に対する被害補償が十分でない	339	40.5
2 マスコミの過度な取材、報道によってプライバシーの侵害を受ける	544	65.0
3 周囲から無責任なうわさをされる	476	56.9
4 捜査や裁判で、心理的・時間的・金銭的な負担を受ける	273	32.6
5 特にない	77	9.2
6 その他	14	1.7
計	1,723	

%=回答者837名の選択割合



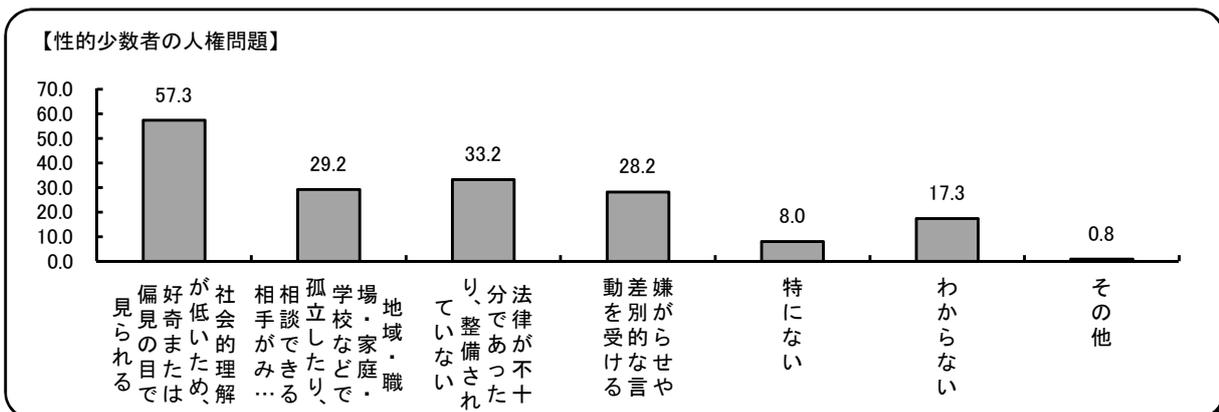
「マスコミの過度な取材、報道によってプライバシーの侵害を受ける」が65.0%と最も多く、「周囲からの無責任なうわさ」についても56.9%と高い選択率がありました。

X 性的少数者に関する人権問題について、お聞きします。

問19 性的少数者(性同一性障がい、同性愛などの性に関する少数者に属する人全般をいう)に関することで人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答可)

	回答数	%
1 社会的理解が低いため、好奇または偏見の目で見られる	480	57.3
2 地域・職場・家庭・学校などで孤立したり、相談できる相手がみつからないこと	244	29.2
3 法律が不十分であったり、整備されていない	278	33.2
4 嫌がらせや差別的な言動を受ける	236	28.2
5 特にない	67	8.0
6 わからない	145	17.3
7 その他	7	0.8
計	1,457	

%=回答者837名の選択割合



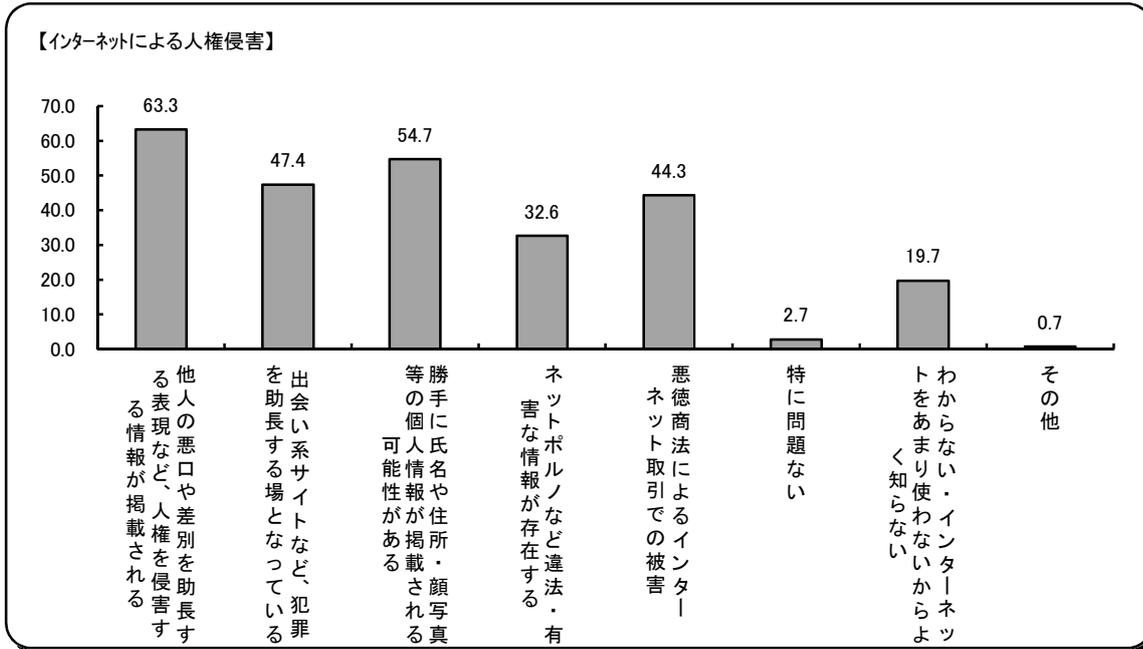
「好奇または偏見の目で見られる」が57.3%と最も多く、「法律の整備が不十分」(33.2%)や「孤立」の問題(29.2%)等問題点も多岐にわたっている状況が見られます。

XI インターネットによる人権侵害の問題について、お聞きします。

問20 インターネットを利用するうえで、人権上どのような問題が起きていると思いますか。(複数回答可)

	回答数	%
1 他人の悪口や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報が掲載される	530	63.3
2 出会い系サイトなど、犯罪を助長する場となっている	397	47.4
3 勝手に氏名や住所・顔写真等の個人情報が掲載される可能性がある	458	54.7
4 ネットポルノなど違法・有害な情報が存在する	273	32.6
5 悪徳商法によるインターネット取引での被害	371	44.3
6 特に問題ない	23	2.7
7 わからない・インターネットをあまり使わないからよく知らない	165	19.7
8 その他	6	0.7
計	2,223	

%=回答者837名の選択割合



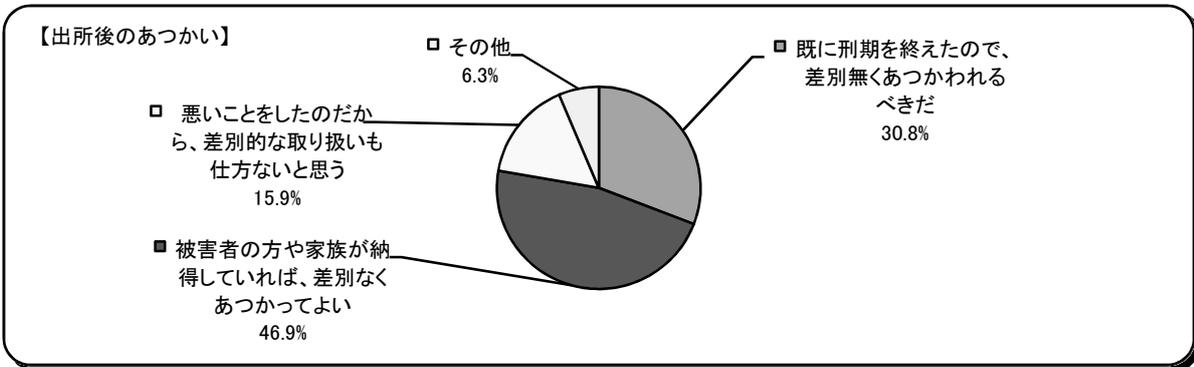
「他人の悪口など、人権を侵害する情報が掲載される」が63.3%と最も多く、「勝手に個人情報が掲載される」(54.7%)等の各項目にいずれも高い回答が寄せられ、強く懸念されている部門と考えられます。

XII 刑を終えて出所した人についてお聞きます。

問21 犯罪について刑罰を受け、出所した人についてあなたの考えに近いものを選んで下さい。

	回答数	%
1 既に刑期を終えたので、差別無くあつかわれるべきだ	238	30.8
2 被害者の方や家族が納得していれば、差別なくあつかつてよい	362	46.9
3 悪いことをしたのだから、差別的な取り扱いも仕方ないと思う	123	15.9
4 その他	49	6.3
計	772	100

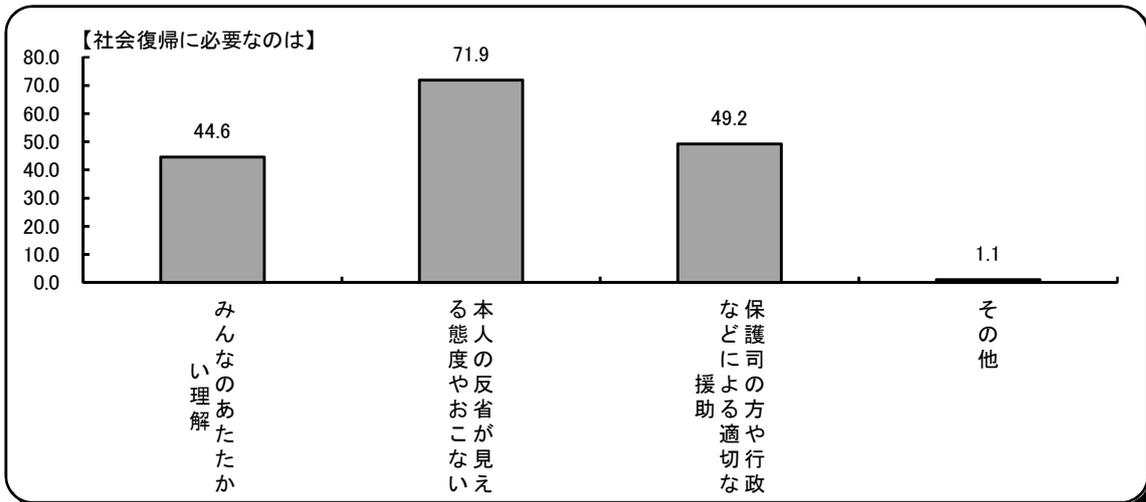
※択一回答の設問ですが、複数回答されたものについても集計しています。



「被害者の方や家族の納得」を重視した回答が多い結果(46.9%)となりました。しかしながら、「悪いことをしたのだから」(15.9%)という意見も一定の回答があり、ケースによる考えがあるようです。

問22 出所した人が社会復帰するにあたって、大事だと思うものを選んで下さい。(複数回答可)

	回答数	%
1 みんなのあたたかい理解	330	44.6
2 本人の反省が見える態度やおこない	532	71.9
3 保護司の方や行政などによる適切な援助	364	49.2
4 その他	8	1.1
計	1,234	



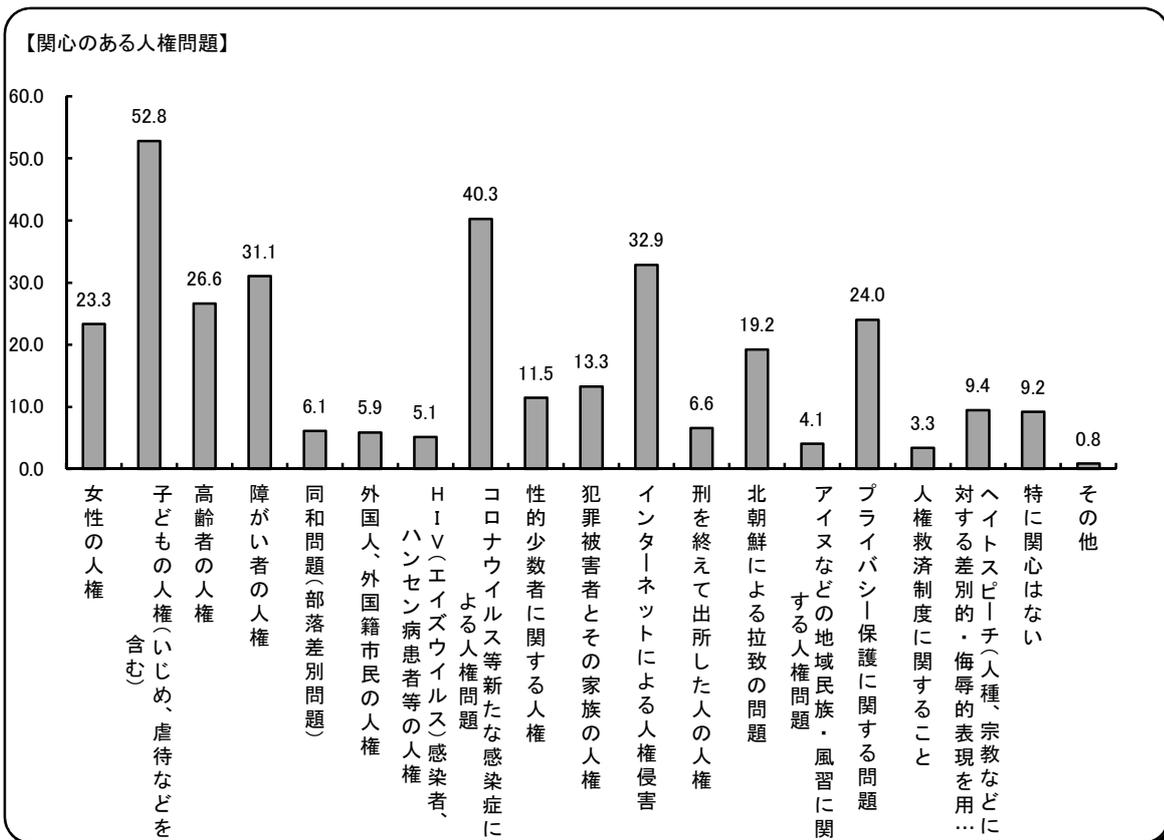
「反省が見える態度」という回答が7割を超えています。難しい問題ではありますが、寛容な対応を行うには同情・理解できる人とみえる必要があるとの考えが強いのではないのでしょうか。

XIII 人権全般・啓発活動について、お聞きします。

問23 社会には人権に関わるさまざまな問題がありますが、現在、あなたが関心を持っているものはどの問題ですか。(複数回答可)

	回答数	%	
1	女性の権利	195	23.3
2	子どもの権利(いじめ、虐待などを含む)	442	52.8
3	高齢者の権利	223	26.6
4	障がい者の権利	260	31.1
5	同和問題(部落差別問題)	51	6.1
6	外国人、外国籍市民の権利	49	5.9
7	HIV(エイズウイルス)感染者、ハンセン病患者等の権利	43	5.1
8	コロナウイルス等新たな感染症による人権問題	337	40.3
9	性的少数者に関する権利	96	11.5
10	犯罪被害者とその家族の権利	111	13.3
11	インターネットによる人権侵害	275	32.9
12	刑を終えて出所した人の権利	55	6.6
13	北朝鮮による拉致の問題	161	19.2
14	アイヌなどの地域民族・風習に関する人権問題	34	4.1
15	プライバシー保護に関する問題	201	24.0
16	人権救済制度に関すること	28	3.3
17	ヘイトスピーチ(人種、宗教などに対する差別的・侮辱的表現を用いる行為)	79	9.4
18	特に関心はない	77	9.2
19	その他	7	0.8
計	2,724		

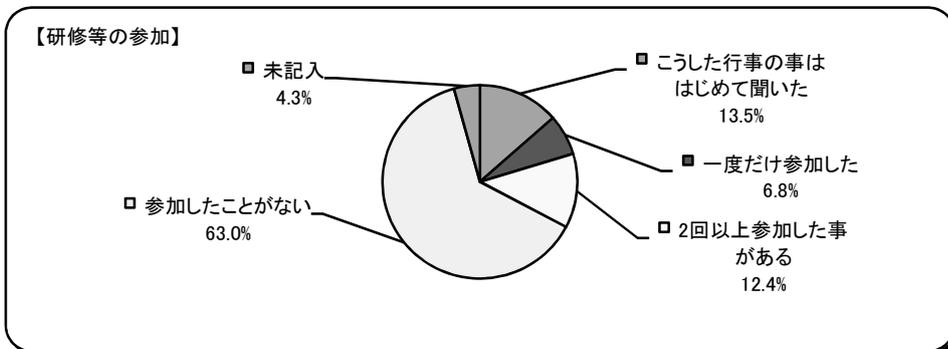
%=回答者837名の選択割合



「子どもの権利(いじめ、虐待などを含む)」が52.8%と最も多いことは従来と変わりませんが、新しく問題化してきた「コロナウイルス等」(40.3%)、「インターネット」(32.9%)等が大きく関心を集めています。また、関連して考えられますが、「プライバシー保護」(24.0%)について関心が高まっています。

問24 人権問題については、市役所や職場などの団体が各種研修会や講演会イベント、出前講座などを行っています。こうした行事に参加されたことがありますか。(○は1つ)

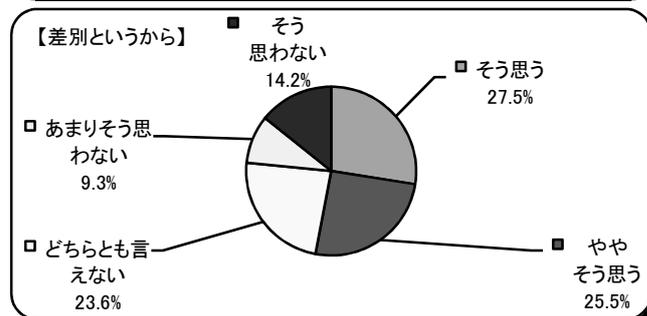
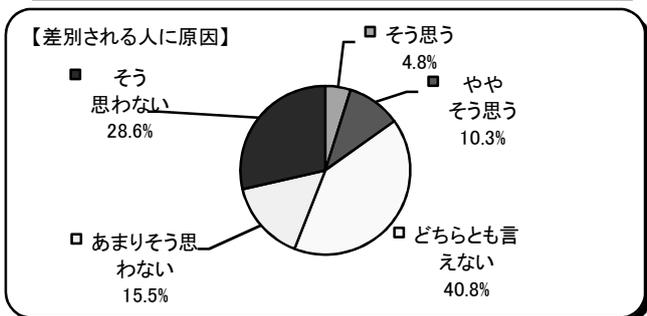
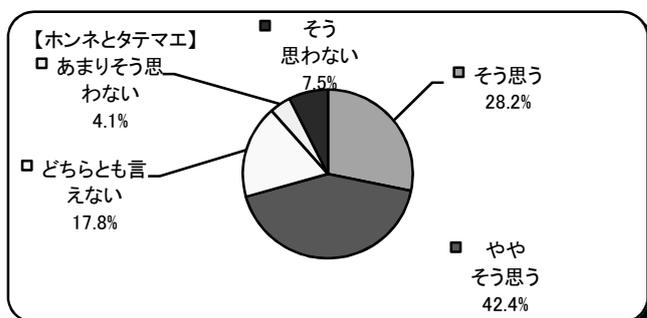
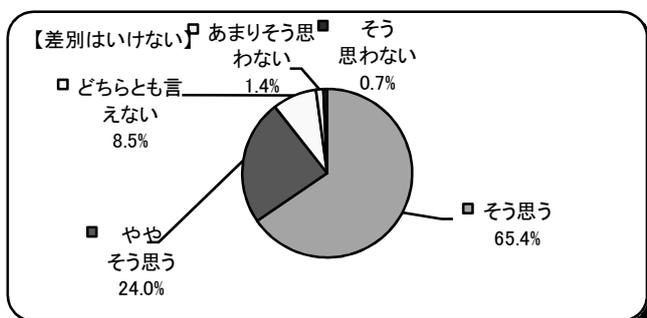
	回答数	%
1 こうした行事の事ははじめて聞いた	113	13.5
2 一度だけ参加した	57	6.8
3 2回以上参加した事がある	104	12.4
4 参加したことがない	527	63.0
5 未記入	36	4.3
計	837	100

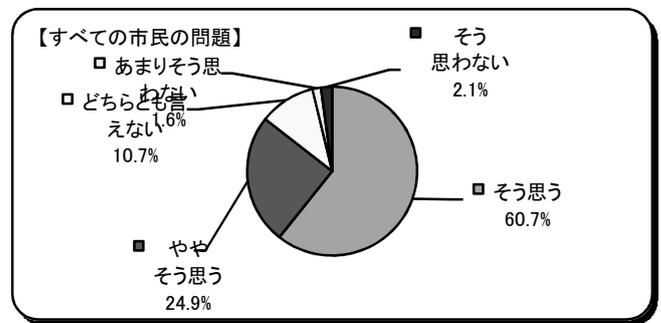
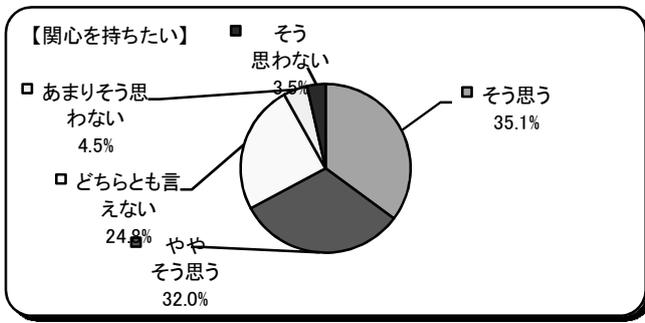


これまでに参加した事がある方は併せて20.3%である一方、こうした行事の事ははじめて聞いたという方は13.5%に留まっています。こうした状況から、広報周知に加え、意識の高揚、魅力の向上を図る取組が要される状況と言えます。

問25 人権に関する次の①～⑥について、あなたのお考えに最も近いのはどれですか。

	そう思う	やや そう思う	どちらとも 言えない	あまりそう 思わない	そう 思わない
① どんな理由があっても差別はいけない	526 (65.4%)	193 (24.0%)	68 (8.5%)	11 (1.4%)	6 (0.7%)
② 人権や差別問題について、ホンネとタテマエがある	223 (28.2%)	335 (42.4%)	141 (17.8%)	32 (4.1%)	59 (7.5%)
③ 差別は、差別される人に原因がある	38 (4.8%)	81 (10.3%)	321 (40.8%)	122 (15.5%)	225 (28.6%)
④ 差別、差別というから、いつまでも差別がなくなる	217 (27.5%)	201 (25.5%)	186 (23.6%)	73 (9.3%)	112 (14.2%)
⑤ 人権問題は大切なので、様々な人権問題に関心を持ちたい	279 (35.1%)	254 (32.0%)	197 (24.8%)	36 (4.5%)	28 (3.5%)
⑥ 人権は、一部の人の問題ではなく、すべての市民の問題である	488 (60.7%)	200 (24.9%)	86 (10.7%)	13 (1.6%)	17 (2.1%)





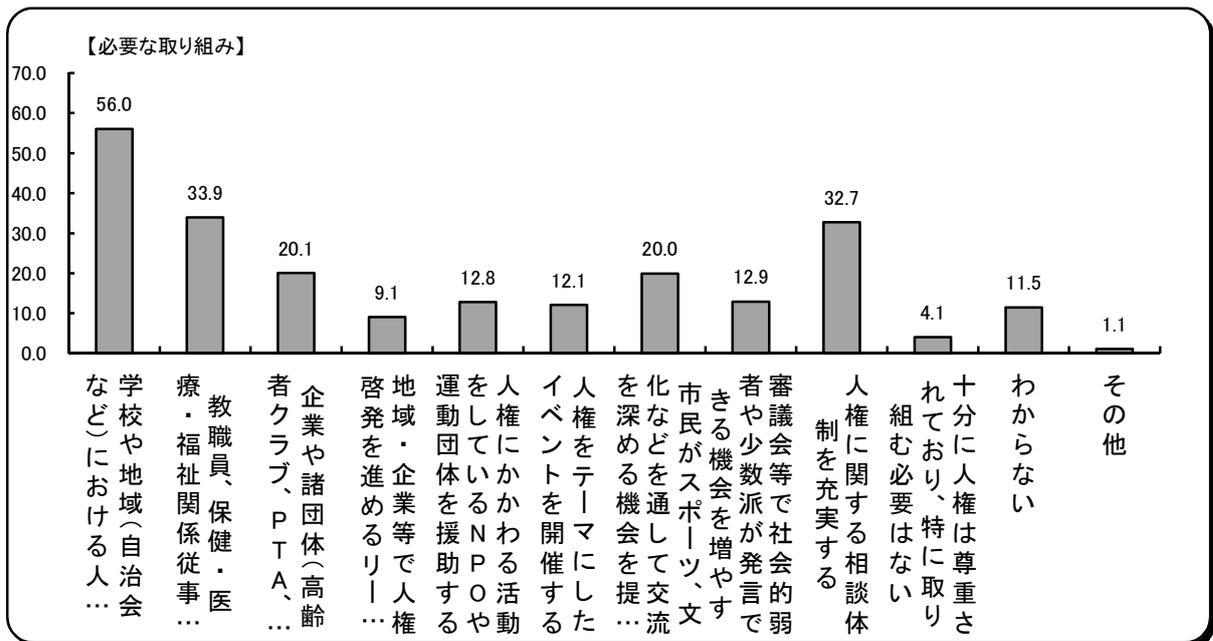
「どんな理由があっても差別はいけない」という設問と「人権問題は、すべての市民の問題である」という設問の回答には相似関係が見られ、問題の本質的部分において正しい認識が共有されていると考えられます。

しかしながら、今以上に「様々な人権問題に関心を持ちたい」という姿勢を持ちたいという所までとなると若干の後退が見られます。また、「差別される人にも原因があるのでは」という設問には「どちらとも言えない」として判断に余地を求める回答が多数あったり、「差別、差別というからいつまでも差別がなくなる」という設問に（そう思う、ややそう思うと回答された方が約53%）と半数を超える結果となった点等に対し、更に人権啓発・教育の推進が要されるとも考えられます。

問26 小林市では、市民一人ひとりの人権が守られ、差別の無い明るい住みよいまちづくりをめざして「小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例」を制定しました。今後のまちづくりのために、どのような取り組みが必要だと思いますか。（〇は3つまで）

	回答数	%
① 学校や地域(自治会など)における人権教育を充実させる	469	56.0
② 教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員などの人権意識の向上をはかる	284	33.9
③ 企業や諸団体(高齢者クラブ、PTA、子ども会など)における人権啓発を充実する	168	20.1
④ 地域・企業等で人権啓発を進めるリーダーを養成する	76	9.1
⑤ 人権にかかわる活動をしているNPOや運動団体を援助する	107	12.8
⑥ 人権をテーマにしたイベントを開催する	101	12.1
⑦ 市民がスポーツ、文化などを通して交流を深める機会を提供する	167	20.0
⑧ 審議会等で社会的弱者や少数派が発言できる機会を増やす	108	12.9
⑨ 人権に関する相談体制を充実する	274	32.7
⑩ 十分に人権は尊重されており、特に取り組む必要はない	34	4.1
⑪ わからない	96	11.5
⑫ その他	9	1.1
計	1,893	

%＝回答者837名の選択割合



「学校や地域(自治会)における人権教育を充実させる」と回答した人が56.0%と最も多く、教職員や保健・医療・福祉関係従事者、公務員(いわゆる公共労務に従事する方)などの人権意識向上をはかる、人権に対する相談体制を充実させるなどの意見が30%以上回答されています。

「小林市人権教育・啓発推進方針」

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改定

編集・発行：小林市人権同和問題啓発推進委員会

事務局：小林市 市民生活部 市民課

〒 8 8 6 - 8 5 0 1

小林市細野 3 0 0 番地

T E L 0 9 8 4 - 2 3 - 1 1 4 1

F A X 0 9 8 4 - 2 4 - 5 0 6 3